

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|---|-----|--------------|
| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (2 5 . 1 定) | | | |
| 日 時 | 平成 2 5 年 3 月 1 4 日 (木) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 閉 会 | 午後 5 時 0 0 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出 席 委 員 | 前田委員長、川畑副委員長、千葉・安齋・高橋・鈴木・ 齋藤 (博) ・中島・山田各委員 | | |
| 説 明 員 | 市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 | | | |
| 書 記 | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、齋藤博行委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、成田委員が安齋委員に、上野委員が鈴木委員に、山口委員が齋藤博行委員に、新谷委員が中島委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、共産党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

自民党。

○鈴木委員

教職員の処遇等について質問しようと思いましたが、まだほしい答えがはっきりしていないということなので、今回は見送らせていただきます。

◎新市立病院の外来患者を待たせない施策について

では、新市立病院についてお聞きしたいと思います。

私は、一般質問で新市立病院について尋ねました。その中を補足する意味で何点か質問させていただきます。

まず、市民が求めているものの一つは、本当にきちんと直していただきたいということです。その次に、通院しやすい、入院したときに快適な入院生活が送れるということです。それと、財政の件についてのお答えをいただきました。

その中で、外来患者を待たせない施策についてお聞きしたところ、「開院した場合の患者動線がどのようになり、それに対し職員がどのように対応するかを具体的に定める運営マニュアルの作成に取りかかっております」「現病院で実施している患者満足度調査の結果などを踏まえ、患者の目線に立った対応を現場で担う看護部、他部門が連携して協議している最中であります」という答弁でした。もう少し具体的な外来患者を待たせない施策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○（経営管理）管理課長

ただいまお尋ねのありました患者を待たせない方策といたしまして、まずはハード面といたしまして、現在、新築工事を進めております新市立病院におきまして、1階部分に外来、検査科、放射線科、中央処置室を集めまして、患者の負担がかからない配置をしております。それを生かすソフト面としては、一般質問でも答弁いたしましたが、受付システムの導入や患者の動線を考慮いたしまして、看護部が中心となりまして、ただいま申し上げました検査部門、放射線部門、医事部門といったところと協議や検討をいたしまして、どういう対応が患者にとってよりよいのかということ、ただいまいろいろなケースを想定して検討している最中でございます。

○鈴木委員

私も現病院にかかったことがありますけれども、例えば9時ぐらいに予約して、検査等を行い昼過ぎの1時とか2時に終わることになると、本当に重病であれば救急車で運ばれてということはあるのですが、そうではなくて少しぐあい悪いか、このごろ調子が悪いというときに気軽にというか、それで検査を受けようというのは、一般の方にはなかなか難しいと思うのです。半日がかりであれば会社にも届出を出さなければいけないという部分もあります。結果的に、新市立病院にした場合どのぐらいの時間が短縮される予定なのか、円滑にいくのかということをもう少しわかりやすく答えていただけますか。

○（経営管理）管理課長

現在、市立小樽病院におきましては、基本的には予約診療を行っておりますので、予約の時間に来ていただいて対応しているのですが、予約がない患者が来られる場合もあります。その場合、現病院におきましては、各診療科の外来の看護師が大体何時ぐらいから診察が始まるといったような説明をして対応しているところではあります。

これが新市立病院になりましたらどのぐらい短縮できるかという御質問ですが、短縮するにはやはり医師の増員がなければなかなか難しいとは思っていますけれども、待ち時間のアメニティーなどの研究を今進めている最中があります。当然、他の病院の事例などを参考にどのような対応ができるか、その辺も研究してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

例えば血液検査をして生検をとる検査等をして、そのデータを基に医師が診断するという部分も早くはなるのでしようけれども、一つには、同じ30分待っていても、その30分が短く感じるような対応をするお考えがあるのかということです。これは適切ではないのかもしれないのですけれども、例えば東京では、バス停で待っていますと二つ前のバス停を出たという表示があるので、病院であれば、あと何分ぐらいしたらあなたは診察に呼ばれますというように、同じ待っているにしても心情的に待っている時間が短くなるという配慮はないのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

ただいま委員から御指摘がありました件につきましても、そういうシステムもいろいろな例が多々ございますので、その導入に向けても検討を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員

努力はするということで、具体的なことは検討中ということなのでしょう。そうしたら、その件は収支の件にもかかわることなので、外来患者に来ていただきやすくなるような、やはり同じ診療なら小樽病院でそういった形で気軽に診ていただけるような方策をとっていただきたいということはお願しておきます。

◎新市立病院の駐車場と通院の利便性について

次に私は、駐車場の件を聞きました。新市立病院ができたときに現病院が残っていて、そこを更地にするまでは当初言っていた二百数十台の駐車場は確保できないとのことですが、開院当初は一体どうするのかということで、ある程度確保していますという御答弁をいただいたのですけれども、実際にどのぐらいの数を見込んでいるのかお知らせください。

○経営管理部次長

新市立病院の開院時点での駐車台数でございますが、限定的な台数の確保になります。今の病院で駐車スペースとして、小樽病院の場合は36台ほどございます。このうち、実際は解体工事をやっていますので、その仮囲いなどの工夫によって約6割分、21台程度は確保できるだろうと思っています。そのほかに、新しい病院の玄関前に駐車スペースがございます。これはあまり大きくはありませんが、救急側の駐車スペースで約15台、それと身障者用が4台ございますので、それらを合わせますと約40台程度は確保できるだろうと思っています。

ただ、このように限定的な台数でございますので、しばらくの間は御不便をおかけすると思えます。平成26年12月から27年4月ぐらいまでが解体工事の期間ですから、この台数になります。その後は、駐車場整備工事になりますので、そのときは施工範囲のエリアを区画するなりして、もう少しプラスアルファの台数は確保していきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

40台ということですが、小樽病院と医療センターを統合するのですから、開院当初はかなりの外来患者数が見込まれると思うのです。駐車場は40台しかないと言ってしまえばそれまでなのですが、周りとか、そういうところを借りてでももう少し台数を確保しようというお考えはないということですか。

○経営管理部次長

病院の近隣にある民間の駐車場の借り上げということについても、現在、検討してございます。どの程度スペースを確保できるかということもありますので、今の段階で何台確保できますということまでは示すことができないのですが、借り上げるということについても、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

その件についてもう一つ聞きますが、今言ったように40台しか駐車場がないことについて、新市立病院に来ていただく患者に影響を与えるというお考えではないのか、その点についてはどうなのですか。

○経営管理部次長

現在の外来患者なり、今、駐車場の使われ方ですが、午前中などは道路沿いに車が並ぶということが発生していますので、その意味から考えますと40台しか駐車スペースが確保できないことによって影響は出るというふうに考えてございます。ただ、病院局としては近隣も含めて可能な限り台数を確保して、できるだけ御不便をおかけしないようにというふうには考えてございます。

○鈴木委員

駐車場の件はわかりました。

次に、通院の利便性ということを聞きました。当然、バスやJRになりますけれども、JRについては市でどうこうというのはなかなか難しいとは思いますが、バスについては、現市立病院の前はバスの利便性があまりよくないと思うのです。医療センターを統合することで、今まで長橋に通っていた方が若松に通うことを考えると、バスを利用する方がかなり増えると思いますので、その点についての市の施策というのは何かありますか。

○（経営管理）管理課長

バスの件でございますが、現在、病院局といたしましては、新市立病院が開院する平成26年11月ごろに、現在のばるて築港線で新市立病院の前にバス停を設置するよう協議しているところでございます。新市立病院におきましても、バス停から正面玄関までは雨が降っても大丈夫なようにフードをつけているところでございます。

また、本年4月から市内を循環しております山手線が2本に1本の割合で、入船十字街から現病院の前を通り、南小樽駅へ折り返すよう路線変更するというふうに聞いております。

これらのことから、バスを利用する方の利便性は上がるものではないかと考えております。

○鈴木委員

バスの利便性については、結果的にはそうなってよかったし、そうしていただきかけたのですけれども、これは市から申し入れてそのようになったのですか、それとも中央バスが自発的にされたのですか、その点を確認させていただきます。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの山手線の2本に1本が小樽病院と南小樽駅のほうにとの話は、中央バスと定期的な意見交換会をやっておりまして、その中で中央バスから、そのように考えているということで聞いております。

○鈴木委員

通院の利便性は今言った形でかなり担保されると、バスの件はそう思っています。そういった意味では、通院しやすいようにということをしっかり考えてやっていただいているということの確認でありました。

◎地域がん診療連携について

次に、新市立病院の建設に当たっては小樽市医師会といろいろありましたけれども、結果的にはつくることについては了解をいただいたし、協力もいただくものだというふうに思っています。

そういった中で、市内の個人病院との連携について聞きたいのですが、特に私の質問の冒頭で伺いました、がん診療の件です。いろいろながんがあったときに、今まではどうしても小樽では治しきれないということでありまし

た。病院局長にお聞きしたところ、そういうものは他の病院との連携も含めて、ほとんどのがんと小樽市内で治療できるということはお聞きしたのですけれども、個人病院との連携として、例えば早期に小樽病院との連携が何か、そういう面であるのかどうかをお聞きします。

○（樽病）事務室次長

日ごろから、地域のがん診療の支援体制を重視すべく積極的に取り組んでおりまして、各種精密検査や放射線治療、化学療法などは地域の医療機関からの紹介により、治療後のフォローなども含めて進めているところであります。

現在申請中の北海道がん診療連携指定病院の要件として地域と緊密な連携が必須になっておりまして、この中で、まだ当院では整備は進めておりませんが、地域連携クリニカルパスといいまして、小樽病院で治療している方を地域の病院に戻して、地域の病院でも共通の標準化した治療をしてもらおうという、患者の治療のやりとりができるようなパスを必ずつくりなさいということになっておりますので、これは我々も今取り組んで、作成を進める予定となっております。これは、平成26年度までに整備するというので、現在、地域連携室が中心となって検討しているところです。

○鈴木委員

今の答弁で地域連携クリニカルパスという話がございましたけれども、平成26年度までにつくるのですね。この件について、小樽市医師会とのやりとりや連携に対しての協議会ということというのはやっていますか。

○（樽病）事務室次長

医師会との連携はまだ進めておりません。また、地域の医療機関とも具体的な話合いというのはまだ進めておりませんが、診療科目によっていろいろなやり方がありますので、診療科目に応じた話合いをそれぞれの医療機関と進めていく予定で考えております。

○鈴木委員

診療科目によっては、そういう連携を進めていくということですが、その主体になるのは市立病院という考えでよろしいのですか。それを医師会にお任せしてという意味ではないですよね。あくまでも一本釣りという形になるのか、それとも医師会と連携してそういうふうになるのかという考え方をお聞かせください。それぞれの個人病院と市立小樽病院が直接その診療科目ごとにやるのか、医師会を通してお任せで、そういう方たちとやるのかという姿勢について示してください。

○（樽病）事務室次長

医師会を通してということではありませんで、地域の医療機関と個別にその患者の利用なども見ながら行うこととなります。

○鈴木委員

最後になりますが、医師会を通せという意味ではなくて、なるべく個人病院のメリットも、前に局長も、新市立病院ができることによって高度な医療機械も一緒に利用していただくなどのメリットがありますということを中心に強調していらっしゃったので、個人病院との連携の件でありましたら、最後にお答えいただきたいと思います。

○（樽病）事務室次長

地域の医療機関との連携につきましては、北海道の指定拠点病院の必須項目の中に地域の医療機関と化学療法や放射線治療といったものをテーマに積極的に研修会を開催しなさいということが盛り込まれておりますので、そういうことを進めていって、地域との連携を強化していくということで考えております。

○山田委員

◎校舎等施設整備費について

小学校、中学校の校舎等施設整備費の中から聞いていきます。

本市ではこういう整備予算がめじろ押しですが、現状で各学校から上がってくる修繕の要求についてはどのようなものがあるのか、優先度も一緒にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

学校はたくさんありますので、いろいろな修繕や改修の要望が上がってまいります。件数が多い、重大といったことを考えますと、網戸の設置といったものの件数が非常に多いということがあろうかと思えます。また、トイレの臭気対策や洋式化といったものを含めたトイレ周りの改修なり補修です。次に、赤水、サビが水道に混じるといったことの補修要望が多いというふうに聞いております。

○山田委員

私にも苦情が入っていきまして、例えば照明器具のコンデンサーの音がうるさくて、普通教室はもう直してもらったのですが、中学校の場合でしたら専門教室はまだ直っていないというような要望が来ています。学校の予算の中でやりくりしていると思えますけれども、こういう更新や修繕がおそろかになっているのではないかとこの質問をさせていただいています。

そこで伺いますが、予算措置が大きいかかわる施設整備で要望が上がっていて、対応ができていない案件はあるのか、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

今、御指摘のありました修繕箇所につきましては、順次予算の執行状況と学校の要望を伺いながら取り組んでいるところでございますが、先ほど要望があるという中で申し上げましたトイレの洋式化や臭気対策といったものにつきましては、配管や便器等の交換がかなり必要になります。これにつきましては、大規模改造、耐震化等含めて実施する際には、洋式化や配管の改修等を行っておりますけれども、大規模改造が終わっていない学校についてはまだ残っておりますので、そういった点についてはまだ改修が必要だということで考えております。

○山田委員

◎英語教育の充実について

次に、英語教育に関して伺います。

現在の外国語指導助手として、マイケル・ロバーツさん、デイビッド・クレアリッジさんの派遣先・派遣期間がホームページに掲載されております。最初に、外国語指導助手の今後の配置される予定などをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

A L T の任用等についてでございますが、委員がお話しされたように、現在は 2 名の A L T 外国人青年を任用しているところでございます。基本的な任用につきましては、8 月から翌年 7 月ということで外国の学校の年度に合わせての任用になりますが、1 年間であります。必要に応じまして再任用という形で延長をかけているということでもあります。今のところは 2 名ということで、小学校でも活用いただいておりますが、需要に足りていると申しますか、要望がある範囲内で応じられる状況でございますので、増員等については考えているところではございません。

○山田委員

代表質問でも聞いたのですが、オタル・イングリッシュ・デイが今年の夏に開催されるとお聞きしました。道教委や小樽ユネスコ協会などの支援があると聞きますが、本市における支援体制があればお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室長

本市のオタル・イングリッシュ・デイの頭文字をとると O E D となるのですが、これを何とか成功させるように今、取り組んでいるところです。第 1 回目の打合せを先日、道教委の指導主事、またユネスコの関係ということで、特に小樽ユネスコ協会の方々には非常にお世話になると思います。そこから小樽商大の留学生の方々や地域に住まれている外国語の堪能な方々にいろいろな御協力いただきながら、今後進めてまいりたいというふうに思っています。

○山田委員

先般、小学校 6 年生の授業参観に伺ったときの話ですが、外国語指導助手と子供たちのやりとりで、好きな教科は何というのという問いかけに、こういう教科、ああいう教科ということ自分を自分たちで話をして、自分で好きな教科の紹介や 1 週間の時間割などを英語で発表したと聞きます。この子供たちからは、こういう A L T の方が毎日学校にいたらいいのになという声も聞いたといひます。また、授業参観で子供たちを見た保護者が感激して、A L T の方の授業が本当に重要だという認識を新たにしたいと聞きます。

そこで保護者からは、英語教育について低学年の取組や A L T を学校に常駐させることができないかという問いかけが私にもありました。教育長におかれましては、国や道からのさまざまな取組ごとを、予算を含めて施策として導入しております。本市の教育行政に努力している教育長に、最後にこの英語教育について今後どうされていくのか、それを聞いて終わりにしたいと思ひます。

○教育長

国際観光都市を標榜する小樽市にとって、子供たちに英語教育、英語活動をするこは、やはり将来の小樽を見据えた場合、大変重要な課題だというふうに考えてございます。ただ、現在、小樽市も相当財政が厳しいので、今回のようにほとんど予算をかけないで、それぞれのマンパワーを活用して、従来から私は申し上げておりましたが、小樽のマンパワーがほかの都市よりすぐれているということなので、そのマンパワーを活用しながら予算をなるべくかけない中で、何とか工夫しながら授業、学校にいわゆる外部人材、ボランティアで活用しながら取り組んでいる状況でございます。

昨年も英語キャンプを 1 日だけ、ユネスコの力をおかりしてやったのですが、なかなか不十分だということなので、今年は道教委が全面的にバックアップをしてくれると。道教委のやっている英語キャンプを実際に体験した指導主事を派遣してくれて、2 日間の日程でびっしりやれるというところまでこぎつけましたので、今後ともこの英語キャンプを軸に、それだけでなくユネスコの活動も支援しながら、全体として小樽の英語活動、英語教育というもののレベルアップを図りたいというふうに考えております。

○山田委員

今後ともよろしくお願ひいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎国保会計について

まず、国保会計についてですが、国保会計の平成 23 年度決算での不用額、24 年度補正予算での国民健康保険事業運営基金の積立額、そして 24 年度決算の見通しを示してください。

○（医療保険）国保年金課長

まず、平成 23 年度決算での不用額でございますけれども、3 億 4,000 万 464 円となっております。また、24 年度の国民健康保険事業運営基金の積立額は、昨年第 3 回定例会の補正で 9,160 万 4,928 円を積み立てましたが、今回新た

に国の補助金の返還で 1 万 6,000 円が発生しておりまして、この分の財源を基金から充てることで補正予算を計上してございます。その分を差し引きました最終的な基金残高は、9,158 万 8,928 円となる見込みでございます。

また、24 年度の決算見通しについてでございますけれども、現時点で不確定要素が二つございます。一つは、国の普通調整交付金と特別調整交付金の額が年度末ぎりぎりにならないと決定しないということ、もう一つは今年度の最終月となります 2 月分の療養給付費が確定するのが 4 月上旬でありますので、最終的な収支につきましては 4 月中過ぎに判明する予定となっております。今の時点ではっきりとした答弁はできない状況でございます。

○川畑委員

決算の見通し額がまだはっきりしていないということですね。

それでは、平成 20 年度以降、25 年度予算までの 1 世帯当たりの国保料の所得に占める割合を聞かせてください。

○（医療保険）国保年金課長

1 世帯当たりの保険料の所得に占める割合でございますけれども、平成 20 年度は 15.1 パーセント、21 年度は 15.8 パーセント、22 年度は 16.9 パーセント、23 年度は 16.7 パーセント、24 年度は 16.4 パーセント、25 年度予算で 15.6 パーセントとなっております。

○川畑委員

資料要求により出していただいた表を見ると 15 パーセントの後半から 16 パーセントにかけてということで、相当高い割合になっていると思います。

それでは、平成 23 年度の国保の滞納者数、滞納額についてお知らせください。また、24 年度が増えているかどうかも示してください。

○（医療保険）保険収納課長

平成 23 年度の現年度におきます滞納世帯数で申しますと 2,247 世帯で、滞納額は 1 億 7,913 万 6,051 円となっております。また、24 年度につきましては、現時点では滞納世帯数を出しておりませんが、昨年度と今年度の 2 月の収納率を比較しますと同程度でありますので、滞納世帯数におきましても、決算において同様の数字になるのではないかと推測しております。

○川畑委員

収納の関係からいきますと、大体 10 パーセントは下がっていないのだと。平成 24 年度もそのような状況になるのだろうと思います。

それでは短期保険証や資格証明書の発行についてお聞きしたいのですけれども、23 年度と 24 年度の状況はどうなっておりますか。

○（医療保険）保険収納課長

平成 23 年度の資格証明書、短期保険証の発行状況ですけれども、9 月の更新時で申しますと、23 年 9 月は短期保険証が 752 世帯、資格証明書が 261 世帯、24 年 9 月は短期保険証が 735 世帯、資格証明書は 238 世帯となっております。

○川畑委員

この数からいくと、両方合わせると合計で平成 23 年度は 1,000 件を超えていて、24 年度は 1,000 件を切るけれども、ほぼ同じような程度で推移されているのだろうと思います。

昨年度、国保料の医療分で 1 人当たり 1 万 1,327 円を引き下げております。今定例会の補正予算で療養給付金が 3 億 9,676 万 2,000 円減額されているのですけれども、その理由についてお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

平成 24 年度の療養給付費を減額する理由についてでございますが、これは年度末までの一般被保険者の医療給付費の支出見込みを再検討した結果、予算をかなり下回る結果となったため減額補正をするものでございます。検討に当たりましては、過去 3 年間の受診率、また 1 件当たりの診療費につきまして、9 月末から年度末までの伸び率

を入院、外来、歯科、調剤ごとに、さらに70歳未満、70歳以上に分けまして推計しております。

また、減額補正をいたします3億9,676万2,000円のうち、3億円につきましては、24年度の保険料を決定いたしました昨年5月の確定賦課の作業の段階で、療養給付費の見込みを予算額から下方修正した上で保険料を決定しておりますことから、その分を含めて今回の減額補正を提出するものでございます。

○川畑委員

それでは、国保料を1世帯当たり1万円引き下げるためにどれぐらいの額が必要になってくるのか、概略的に示していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

厳密に算出するにはかなり時間を要しますけれども、大まかに申し上げますと、予算の策定に当たりまして平成25年度末の平均世帯数を2万2,130世帯と見込んでおりますので、これに1万円を掛けまして2億2,130万円が最低でも必要になると考えてございます。

○川畑委員

時間もありませんので最後にしますが、今の答弁では、国保料の滞納世帯が2,247世帯もあるということですから、保険料を払いきれない状況があるのだらうと思います。短期保険証や資格証明書を発行している状況があるのですから、平成25年度には国保料を引き下げていくべきだろうと、私たちはそう思うわけです。

こういう中で、未知数なものはあるのだけれども、今後に向けて最大限引下げをするように御努力願いたいと思いますので、そのことについて意見があればお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

平成25年度の保険料を引き下げるべきとのことでございますけれども、小樽市国保の1人当たり医療費につきましては、伸び率はだんだん鈍ってはきておりますが、全道平均、全国平均に比べますと著しく高い水準でございます。このような状況から、25年度予算における保険料につきましては、基礎分についてはほぼ24年度並みと見込んでございますが、後期高齢者支援分や介護分につきましては、後期高齢者医療費また介護給付費全体に対する小樽市国保の負担分として請求される額に対応した保険料となっております。国保予算の医療費、介護給付費ともに年々増加している状況でございますので、トータルとして保険料を上げざるを得ない状況となっておりますので、御理解いただきたいと考えております。

○川畑委員

この予算概要を見ますと、全体で平成25年度予算からいきますと1人当たりの調定額が10万円になると。これは先ほどいろいろと聞いた中でも、世帯単位ですから、1世帯当たりの所得に占める負担率が高いことから積極的に引き下げるために努力していただきたいと思います。

○中島委員

◎公共事業受注業者の労働実態について

私からは、一般質問で取り上げた公共事業の受注業者の労働実態について、引き続き質問いたします。

小樽市が発注した平成23年度の500万円以上の公共工事で市長部局が発注した分ですが、落札率の平均値は建築工事で94パーセント、土木工事で86パーセントという報告でした。最低制限価格の設定額の平均値と低入札調査価格基準価格が建築工事、土木工事でそれぞれ幾らだったか示してください。

○（財政）契約管財課長

平成23年度の小樽市発注500万円以上の最低制限価格ですが、土木工事では82.62パーセント、建築工事では88.07パーセント、低入札調査価格は、土木工事では84.7パーセント、建築工事では88.47パーセントです。

○中島委員

今の数字を見ますと、いずれも土木工事の入札率のほうが低いようですが、土木工事が低いという問題と全体の数値に対する評価からどういうことが言えるのか、どう考えるのかというあたりはどうですか。

○（財政）契約管財課長

最低制限価格、低入札価格調査の標準となるものは、国において公共工事契約制度運用連絡協議会で設定した標準的な数字を小樽市も使っております。考え方としましては、最低制限価格、低入札価格調査制度の価格を下回ったら調査をすとか落札させないという制度になっていますので、逆にそれ以上の場合は、工事の品質の確保、また下請などへのしわ寄せ、労働条件の悪化にはつながらないという一定の基準として国で示した数字を小樽市では使っています。先ほど言いましたとおり、結果としまして土木工事が建築工事より低い傾向につきましては、あくまでも推測でしかないのですが、一般的に土木工事の場合は労務費や警備など人的経費が多くかかるのに比べまして、建築関係は材料費等が多くかかると。では、何が違うのかということ、経費削減できる額が土木工事のほうが多いのではないかというような推測をしております。

○中島委員

意味深長ですが、人件費を削減しやすいほうが低くなっているのではないかと、そういうふうに関心も聞かれましたけれども、実際に低入札調査価格を下回って小樽市が調査に入ったというケースについて、昨今ではあるのですか。

○（財政）契約管財課長

低入札調査につきましては、昨年度は2件ほどありました。

○中島委員

低入札競争ですから、そのことによって賃金や労働条件が法令を違反して実施されているのではないかと、ここが一番心配されるのです。答弁では、小樽市は受注業者や委託先事業者の賃金や労働条件については把握していない、こういうふうにお答えになっております。

今回、市民センター、市民会館、公会堂の指定管理者が変更したことによって失業者が出ています。この雇用の変更はどのような経過だったか、いつごろ把握したのか、その経過についてお聞かせください。

○（生活環境）辻主幹

今回の指定管理者の公募に当たり市民会館等の3館は、イオンディライト・大幸総業グループから小樽ビル管理・大幸総業グループへと変更になりました。3館の従業員は22名いましたが、そのうち2名は会社内での配置変換となりましたので、残りの20名についてはあくまでもお願いということで、新しい指定管理者に雇用継続について配慮いただくようお願いいたしました。しかし、新しい指定管理者が20名を面接いたしましたところ、1名は現在受給している年金との兼ね合いで長時間の勤務が難しいということ、また1名はこれまでの勤務状況などから結局2名の退職者が発生し、20名中18名を引き継いだということでございます。

○中島委員

結局この詳細については、個人情報という問題もありますから特に明らかにはできないと思いますが、こういうふうに事業者の変更によって、今後も失業が発生し得るわけです。雇用や賃金などが変更することがあり得るということを心配しながら働かなければならない方々がいるのです。それも公共サービスの提供機関の中です。こういう問題について、小樽市はどのようなふうを考えているのか見解をお聞きます。

○（財政）契約管財課長

今の質問に答える前に、先ほど低入札価格の件数に誤りがありましたので訂正させていただきます。昨年度2件と申しましたが、24年度には2件あったのですけれども、昨年度は0件です。

続きまして今の質問にお答えしますが、基本的に業務委託の場合は、市の業務を業者に移管した場合は、基本的には市から継続雇用をできるだけお願いいたしますということはやっております。ただ、業者間で企業が変わった場合

のケースについては、雇用されていた人間の継続というものの依頼はしておりません。基本的に市としましては、労働条件、雇用の関係については労使間の中で決まるものと考えていますので、お願いするという行為以上のものはしておりません。

○中島委員

答弁では、指定管理者の施設で、清掃警備、除排雪などの再委託が17施設で47件行われておりました。指定管理者による管理を行っているのが22施設ですから17件といえは77パーセントで、ほとんどの施設で再委託が行われているのです。

例えば、障害児の通所施設であるさくら学園は後志報恩会が指定管理者ですが、給食はいつから再委託になっていますか。そして、再委託するときの委託先との契約についての規定や内容について、何か決まりがあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市さくら学園の指定管理の履行に関連して給食の再委託の開始時期ですが、同時期の平成16年7月からでございます。

なお、委託先との契約の規定に関することでございますけれども、給食提供の業務委託契約として締結をしており、給食に関する提供時間や衛生管理などの具体的な事項については、契約の中で仕様書として定めているものがございます。

○中島委員

再委託に関する協定というか、そういう取決めとかラインというものはないのでですか。

○（福祉）子育て支援課長

もともと指定管理という形で、基本的には、さくら学園の管理に関する基本協定を結んでおります。そういった中では、保護者の意向の把握や再委託の関係などの基本的なことを結んでおります。また、それに付随するものとして、小樽市さくら学園指定管理業務仕様書ということで、業務の基準を規定したものがございます。具体的に申し上げますと、通園サービスの中での給食として、栄養士が作成する献立表に基づき、季節感の配慮や児童の状況や嗜好への配慮、又は栄養バランス等といったものを提供するというように規定してございます。また、小樽市さくら学園の運営規定という中でも、今と同様な内容を定めており、こういったものに基づき業務をしていただくといったような業務委託契約ということでございます。

○中島委員

あくまでも業務委託の範囲で決められているものであって、再委託のときの条件として点検されたり、ついていないものはないということですね。障害児の給食の再委託ですから、清掃や警備とかとはまた少し違うのです。障害を持つ子供が、みずからいろいろな意見を言うことなどがなかなかできないという方々だと思いますが、サービスの低下はなかったのですか。また、給食材料の地元産品の利用率や利用状況などについて、市は把握していますか。

○（福祉）子育て支援課長

給食の再委託によりましてサービス低下が生じたかどうかということでございますけれども、この施設での給食提供に関して指定管理という形で実施してから、当初は再委託を受けた給食業者が嗜好調査という形で行っております。平成22年度からは、その施設運営に関する全体的なアンケートの中に給食に関する項目も入れまして、保護者の意向などを確認しているところでございます。そうした中では、特にサービス低下と思われる内容は生じていないというふうに認識しております。

また、給食食材の地元産品の割合についてでございますけれども、私どもとして、指定管理者を介して地元産品ということになりますと主に北海道産品になると思いますが、そうした割合の報告などは求めているところでございます。ただ、当該給食業者の食材の調達に関しましては、野菜、肉、魚などの生鮮品については北海道産限定

とはしていないが、通常の卸売市場を介した市場流通品を購入していると伺っているところでございます。

○中島委員

昨年の第 4 回定例会で我が党の小貫委員が質問して明らかにした数字によりますと、市内の市立保育園の地元産品の調達率が 85.8 パーセント、市外分になると 14.2 パーセント、さくら学園の場合には市内調達品は 5.7 パーセント、市外が 94.3 パーセントと、こういう資料を話題にしているそうです。これは御存じかと思いますが、こういう実態について、知らないと言っていますけれども、やはりサービスの内容として点検していく必要があるのではないかと思うのです。

改めて、今回の全労連のアンケートでは、幾つかの市が再委託の問題についても、公共サービス基本法に基づいているいろいろな工夫をしている例が出されています。例えば全ての業務委託の契約書において、労働関係法令の遵守の条項を設ける、清掃、警備など人的要素の高い委託業務については最低制限制度を導入する、あるいは清掃業務などの委託のときには契約時に賃金や労働条件を文書で指導するというを具体的にやっている市もあることが報告されております。そういう点では、小樽市ではこういうことに関する何らかの取組というのが具体的な例としてあるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

例えば、指定管理者制度におきましては、募集要項の中でも関係法令を遵守することということで項目があります。また、業務委託におきましても、契約内容の中で、労働基準法や労働安全衛生法など関係法令を遵守して仕事をすることということで、各契約書の中身においてもそういうものを載せております。

○中島委員

市長答弁では「事業者に対し関係法令の周知を図るなど、労働者の適正な賃金確保などの労働環境の整備促進に努めることは必要なことと考えています」という答えをいただきました。

市長には、新宿区の労働環境チェックシートについての感想もお聞きしました。そのとき「はい・いいえ」と答えるだけのものだから、みんな「はい」と言うのではないかと市長は感想を言っておりました。しかし、新宿区の担当者に聞いたところ、「いいえ」と答える業者がいるのでびっくりしましたと言っておりましたが、やはりそういう業界なのです。

ですから、これは単なるチェックシートではなくて主なる受注業者に対する中身でしかありませんし、2 次、3 次の関連下請にまで及びませんけれども、それでも公共事業にかかわる事業者に対する労働環境点検になる、是正して適正化を図ることになるというふうには私は思いましたし、一つのあらあらのチェックかなというふうには思います。市長からは、研究したいという方向も出されておりますが、今示したような指定管理者制度における再委託の実態などもありますので、ぜひ研究して取り組むということで理解していいのでしょうか。このあたりの感触について再度お答えをいただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

市長が本会議で答弁いたしましたとおり、基本的に労働条件等については、個々の当事者で自主的に取り決めることが基本と考えております。委員のおっしゃるとおり、全国的に今そういうアンケートをやっているところもあります。ただ、現時点におきましては、やはりどういう方向で取り組んでいったらいいものだろうかとか、どういうスタンスでやっていかなければならないのかという部分は、方向性を出すのが少し難しい部分もございまして、現段階では他都市の取組事例を研究していきたいという形にしていきたいと思います。

○中島委員

今後の研究結果を期待しておりますので、よろしくをお願いします。

◎福祉除雪について

次に、福祉除雪についてお聞きします。

平成25年度予算には、民生費の福祉除雪費に25年度から700万円が計上されています。これには置き雪対策費300万円が含まれて、25年度からは福祉部が置き雪対策についての予算をつけることになったのですが、実際には建設部の除雪でやっていた置き雪対策ですから、予算は福祉部に付きましたけれども、現場の置き雪対策との関係ではどういう進め方になるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

置き雪対策が福祉部に移管されまして、実際に現場の対応についてはどうなるのかという御質問でございますけれども、対象者が福祉除雪の対象者ということで平成22年度から置き雪対策を実施していますこと、福祉除雪の受付をこれまでも民生委員にお願いしておりまして、対象者が一緒ですので、置き雪対策の受付についても24年度から民生委員にお願いをしているということです。除雪によって生じる置き雪の対策ということで建設部がこれまでやってきましたけれども、今申し上げましたとおり、対象者が福祉サービスに近い方がいらっしゃるということや民生委員にお手伝いをしていただけるといふこともありまして、福祉部で予算を一本化したということもございますけれども、実際に置き雪対策をする団体との契約やその団体への指示、指導等につきましては、これまで同様、福祉部から建設部にお願いしてやっていただこうということで考えていますので、その点については大きな変更はないものというふうに考えています。

○中島委員

それでは、福祉部が直接置き雪対策の業者を指導するとか、手配をするということではないということで、方法としてはこれまでと同じやり方で、予算が福祉部についているというふうに考えていいのですね、大変なことになるのではないかとちょっと心配しておりましたけれども。

実際に平成24年度の置き雪対策は300万円の予算だったのですが、今回は例年になく大雪で除雪費が2回目の補正まで必要だという状況になってきたようです。置き雪対策費の300万円はこれで間に合ったのか、この分についても増額補正ということになっているのか、このあたりはどうですか。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策の予算についてでありますけれども、今年度、除雪費は補正という形になりましたけれども、置き雪対策については増額しておりません。

○中島委員

それがちょっとよくわからないのです。雪が多いから除雪回数が増えて、そして、その分の予算が増えたはずですから、当然置き雪対策の回数も増えているのではないかと思います。そうなれば、当然この300万円では足りないということで、増額しなければならぬのではないかと思います。必要ないというのはどういうことでしょうか。

○（建設）雪対策課長

増額をしなかった理由についてでありますけれども、置き雪対策は除雪回数ではなく、作業時間の累計で精算するというようになっております。このことから、委託を受けた各業者は、昨年度の作業経験を踏まえまして、作業回数は少し増えましたが、移動時間等を含め効率的な作業の実施に努めまして、結果として昨年度と同等の作業時間で対策を進めたということで、現行の予算内でおさまっております。

○中島委員

そうは言っていますけれども、実態としては携わっている業者の皆さんにかなりのしわ寄せが行って、300万円で作ってくれということになっているのではないかと、ここが少し心配なのですけれども、ここでは検証できませんので、引き続きの課題としていきたいと思っております。

置き雪対策の経年的な登録件数と実施回数、それとアンケートでいろいろ調べていらっしゃいましたから、この満足度という点などは、この間どうだったのでしょうか。

○(建設)雪対策課長

経年的な登録した対象世帯数と実施回数についてでありますけれども、対象世帯数は平成22年度で129世帯、23年度で249世帯、24年度で227世帯、実施した1世帯当たりの最大作業回数は22年度で21回、23年度で15回、24年度は2月末現在になりますけれども、22回の作業を行っております。また、23年度の置き雪対策対象世帯に対して24年度に実施したアンケート調査では、約9割の方から今後も置き雪対策を希望するという回答を得ておりまして、満足度は高いということで理解しております。

○中島委員

降雪状態に応じて除雪費を増額してきたのですけれども、福祉除雪については、市単独で増額した経験はあるのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

昨年度もそうだったのですけれども、降雪量等によりまして当初予算を上回ってしまうということもございました。そのときの対処方法としましては、福祉部内の他の事業の執行状況等を精査した中で、財政部とも協議をした上で流用措置によって対応してまいりました。昨年度だけではなく、過去に数回そういうことはございました。

○中島委員

今回専決処分した道の補助金約200万円で、小樽市が福祉除雪として直営により臨時職員を雇用して対応しましたけれども、この予算の実施状況は今どういうふうになっているのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

北海道の緊急雇用の補助金を活用して実施しています福祉除雪サービス緊急対策事業についてでありますけれども、2月6日から臨時職員3名を雇用しまして開始しております。昨日段階で、実稼働日25日間になります。この間、延べ70世帯に実施しております、1日平均にすると約3件程度になります。内訳といたしましては、福祉除雪登録世帯で延べ50世帯、通常の福祉除雪では対象外としていました生活保護受給世帯につきまして、延べ20世帯になっております。

○中島委員

200万円の追加で例年の実施回数よりどれぐらい増えたのかということは、最終的な決算でしかわからないと思うのですが、降雪状態によっては、市全体の除雪費用だけでなく、福祉除雪にも置き雪対策にも当然補正が必要になってくると思います。

少し心配していたのは、平成25年度から置き雪対策と福祉除雪が一本化されて予算額が決まることによって、この予算額の中でやってくれという形になれば、市民サービスの後退ということになり問題だと思いました。今、9割の方が大変歓迎していて続けてほしいということで、いい仕組みで出発できたと思うのですけれども、それをぜひ後退させないでやっていただきたいということで、福祉部と建設部をあわせた事業費の設定が、25年度はうまくいくように願っております。

あわせて、全体の降雪に対する補正予算も、福祉除雪にもきちんと見合うような形を来年度からも市単独としても検討してほしいということをお願いしたいのですが、このあたりについての答弁はいただけるのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

平成25年度から置き雪対策の予算については、福祉部の所管となりまして置き雪対策もあわせた形での福祉除雪ということになります。それをきっかけに、除雪弱者と呼ばれる方たちに対して、小樽市としての福祉除雪サービスがどういうものがあるのか、これまでの実績も踏まえた中でこれから検討することになっております。また、今回みたい大雪が降ったときの対応でございますけれども、これまでも福祉部内の事業の精査なりをした中で、予算の流用対応、これは財政部とも協議をした上でございますけれども、除雪というのは除雪弱者にとってはなくてはならないサービスだと思っておりますので、これまでどおり適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

私からは、代表質問にかかわって 2 点、質問したいと思います。

◎新エネルギービジョンについて

1 点目は、新エネルギービジョンについてであります。市長からも御答弁をいただきましたけれども、それに沿って確認させていただきたいと思います。

東日本大震災以降、エネルギー政策の考え方が、国も、そして市も大きく変わったと私は認識をしております。そういう中で、まず再生可能エネルギーの推進についての認識について、再度確認したいと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

再生可能エネルギーの認識については、本会議でも答弁させていただきましたが、地球温暖化対策やエネルギー源の多様化、また自給率の向上や地域経済の活性化などのためにも再生可能エネルギーの推進が期待されていることから、市としても、これらの推進については必要であるというように考えてございます。

○高橋委員

必要であるという認識の中で、再生可能エネルギーの推進の取組についてはどのように考えているのですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

市としての取組でございますが、今、具体的に市で行っているものとしましては、長橋小学校への太陽光発電の設置を行ってきておりますし、新市立病院についても太陽光発電の設置を予定しているところでございます。

また、民間事業につきましては、石狩湾新港小樽市域での風力発電計画がございますので、市としてもできる限りの協力をしてまいりたいというふうに考えてございます。また、各種の会議やセミナーなどにも参加しまして、情報収集を行うなど、市としてどのような取組ができるのか、引き続き調査研究を行っているところでございます。

○高橋委員

取組については行っていかなければならないという考え方でしたよね。それで、私は、新エネルギービジョン小樽市版ということで策定すべきだという提案をいたしました。その前提として、地域調査を提案いたしましたけれども、市長の御答弁では他都市の事例などを参考に調査研究を行ってまいりたいということでした。これは、調査をすると受け取ってよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

賦存量や利用可能量の調査ということですが、今、北海道で新エネルギー賦存量の推計ソフトを作成してございますので、このようなものを活用したり、他都市のビジョンなどもありますので、これらを参考にしながら、できるところからやっていきたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

再度確認ですが、基礎調査は行う。その先にビジョンの策定があるという考え方でよろしいですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今の調査については、職員としてできるところからやっというふうに考えてございますが、ビジョンについては、これとは別の話で考えてございまして、今の段階ではビジョンの策定までは考えていないという状況でございます。

○高橋委員

認識もある、取組も行っていかなければならないという考え方の中で、なぜ今考えられないのか、その理由をお答えください。

○（総務）企画政策室山本主幹

ビジョンにつきましては、本会議でも答弁させていただきましたが、エネルギーの将来像や導入目標を設定しまして、今後のエネルギー政策の方針を明らかにするものであると認識しています。先ほども申しましたが、風力発電については、石狩湾新港小樽市域にあるということで、これもこれから期待できるというふうに考えております。太陽光発電については、日射量での遜色はないと考えておりますが、積雪の問題があることや広大で安価な土地という点では、なかなか難しいかというふうに考えています。その他の種別についても、なかなか市内については豊富ではないということもありまして、今の時点では考えていないという状況です。

○総務部長

新エネルギービジョンをなぜ策定しないのかというお尋ねでございますけれども、平成14年か15年ごろ、記憶が定かではございませんが、そのころ国の制度で100パーセントの交付金といいますか、補助金がありまして、市の中でも一定程度エネルギー政策を策定していこうかという議論になったことがあります。しかし、明確な将来に向けての考え方が市として出していけないということになり、そのときは断念しました。現在に置きかえて考えてみますと、本日たまたま北海道新聞の朝刊に出ておりましたが、ビジョンをつくりますと、二酸化炭素を将来に向けてどのぐらい削減していくのかという目標を立てて、その目標管理をしていき、さらには新エネルギーの施策を推進していくこととなります。一つの大きな施策といいますか、事業になってまいりますので、少なくとも現行の体制の中では難しいということになりますので、ビジョンを策定して、将来に向けて事業を推進していくということについては、やはり慎重に対応していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

もう一点は、14年か15年ごろのビジョンの反省が私の耳にも入ってきましたが、何をターゲットにやっていくのか、非常に総花的なビジョンが多いという批判や、総論の部分ほどの自治体も同じなのだと、各論だけを入れ替えているという批判を当時耳にした記憶もございますので、そういった反省も踏まえながら、ビジョン策定に当たっては体制のこと、組織強化の問題もありますので、そういったものも含めて慎重に考えていきたいということでございます。

○高橋委員

部長の答弁は理解しました。私は、太陽光発電の助成も含めて、昨年、一般質問をしました。斎藤博行委員も同じような発言をしていますけれども、全体で一気にやるのは難しいというのは理解できますから、では小樽にとって何が一番できるのかということを考えて、先にできるエネルギー政策、ビジョンでなくても結構ですが、方針、方向性というものはぜひつくっていただきたいと思っておりますので、これは要望ということでお願いします。

◎社会教育施設の今後の展開について

次に、社会教育施設の今後の展開について、代表質問の2番目で質問していました。

まず、平成17年度に提出された新博物館基本計画に出てくる内容についてであります。なかなかスムーズに納得できなかったもので、質問させていただきました。この中では、鯨御殿や森の自然館など、教育委員会の所管外のものも含めて一元管理するという計画の内容であります。

そもそもどういう計画だったのか、その内容について説明をお願いします。

○（教育）総合博物館副館長

御質問のありました新博物館基本計画について説明させていただきます。

この計画は、端的に申しますと旧交通記念館と当時ございました旧博物館、旧青少年科学館の機能統合を図るということを第一前提といたしまして、それを含めて社会教育施設、それから関連施設をどのように連携していくかということについての計画を述べたものでございます。その中では、今、御指摘がありましたように、関連施設の管理一元化、サテライト化を将来構想としてうたっております。

ただ、その前の第1段階として核施設の創設という項目がございます。核施設の創設というのが、当時の交通記

念館を博物館・科学館機能を持った新たな博物館として創設し、社会教育施設全体の核となる施設を目指すという形でございます。

第 2 段階として、今、御指摘のあったサテライト化といったものを森の自然館、鯨御殿、教育委員会が管理しております旧日本郵船株式会社小樽支店、手宮洞窟も含めてサテライト化を図っていくということで、計画をつくったものでございます。

○高橋委員

それで確認ですけれども、鯨御殿がどういうふうにつくられてきたのか、現在までの経緯、内容、それから所管がどういうふうになってきたのかお答えください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

鯨御殿の建物と所管の経緯ですが、明治30年に積丹半島の西海岸一帯でニシン漁を行っておりました網元の田中福松さんが泊村に創建したのが鯨御殿の建物でございます。その後、ニシン漁の衰退とともにその建物自体が荒れていきまして、歴史的・文化的価値があるという現状はありました。また昭和33年に、北海道大博覧会が祝津で開催されたことに伴いまして水族館が建設されまして、祝津を海の海洋センターとしてやっていくのに休憩施設が必要だという機運が民間の中で高まりました。このような状況や鯨御殿の荒廃の状況を知って、市内の大東産業株式会社の社長が当時交流のあった北海道炭礦汽船株式会社の社長に、創業70周年ということで小樽市に寄贈したらどうかという話を勧められたということです。市もそれを聞きまして、ぜひお願いしたいということでとんとん拍子に話が運び、昭和33年7月に北海道炭礦汽船株式会社が記念事業の一環としてその建物を買収し、現在の場所に移設・復元を開始しました。そして、11月に難工事の末、移築が完了し、小樽市に寄贈があったものであります。翌年の昭和34年に小樽市鯨御殿として発足し、5月に一般観光客のための休憩及び青少年を主とする団体宿泊に開放するといった目的で供用を開始しております。翌年、北海道開拓の黎明期を忍ぶ重要な貴重な文化財とニシン漁場の景気を物語る民族的遺構、これらの価値を広く紹介しようと北海道教育委員会に対して市は、文化財の指定をかねてから積極的に申請しておりましたが、ようやく告示となりまして、ニシン漁場建築として北海道の認可で初めて文化財指定を受けたところでありました。その後、台風で屋根が飛んだこともございましたけれども、平成9年に築100年を迎えて現在に至っております。

次に、所管につきましては、当初供用開始となったところで水族館が市営になっておりましたので、祝津を一体管理するという目的で水産課が所管しておりました。その後、昭和55年4月に水産課から観光課に所管替えとなっております。現在は、機構改革によりまして産業港湾部観光振興室が所管しているところであります。

○高橋委員

もう一つの森の自然館についても同様に説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

長橋なえぼ公園にございます森の自然館の経緯でございますが、長橋なえぼ公園は、明治26年に道庁林務課によってつくられた苗圃でございます。昭和60年、苗圃としての役割を終えた後、道から市へ移譲され、市中心部に近い広大な緑地として公園整備を行い、建設部の所管となったものでございます。長橋なえぼ公園は、できるだけ自然を残した自然生態観察公園としての位置づけで整備されました。したがって、森の自然館は、この拠点として平成9年に建設されたところでございます。

○高橋委員

鯨御殿については、鯨御殿条例が昭和34年に制定されておまして、第1条に観光に資するためという目的が書かれています。先ほど鯨御殿の経緯を話していただきましたが、当時の安達市長が寄附をいただいた社長に宛てた挨拶文がありましたので確認させていただきました。市長は二つの大きい見方をしているのですが、一つは、本道開拓の黎明期を忍ぶ貴重な文化財だと、民族的遺構だというふうになぜ捉えているのです。もう一つは、学生のた

めの健全なるレクリエーションハウスとしてという二つの見方をしているのです。昭和34年の条例制定で、所管が経済部になっているということは、やはり市長は後段の部分に中心を置いていたのかというふうに推察はできるのですが、市長はいらっしやらないので聞くこともできないのですけれども、この件について産業港湾部で何か聞いていることはありますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

当時のことはよくわかりませんが、現在の使い方を考えれば、やはり委員のおっしゃるとおり、文化財であり、ニシンの資料を保存、公開していく目的、さらには水族館もあり、祝津観光もありますので、その観光の中心を担うところでありますので、そういった現在の流れを考えれば、当時もそのように考えて、経済部の所管にしたものということで考えております。

○高橋委員

確認しますが、まず、この計画で出されているサテライト化という言葉の定義を聞かせてください。

○（教育）博物館副館長

この基本計画の中で使っていますサテライト化というのは、端的に申しますと一元管理をした上に、分館として扱っていくということを指しているというふうに理解できます。

○高橋委員

ということは、博物館の分館という位置づけであるという捉え方でよろしいですか。

○（教育）博物館副館長

そのとおりで結構だと思います。

○高橋委員

私が不思議だと思うのは、先ほどずっと説明していただきましたが、昭和30年代からずっと同じ所管で来ているのです。そういう中で管理をしてきたものが、平成17年になって、急にサテライト化という動きが出てくるのです。その中で、サテライト化の計画をしたということで先ほど説明がありましたけれども、それでは具体的にどういふ動きがあったのかという説明をお願いします。

○（教育）博物館長

サテライト化を進めるということでの動きでございますが、この基本計画を立てるに当たりまして、第一義的に考えられたのが、科学館、交通記念館、博物館の統合ということが目標ということで掲げられました。その後、将来的な構想といたしまして、先ほど述べましたような形で、サテライト化ということで旧日本郵船、手宮洞窟、鯨御殿、森の自然館等の一元管理を進めていこうと、将来的な目標ということで立てたものというふうに考えています。

この間のサテライト化の取組については、平成19年7月に総合博物館が開館した当初の二、三年につきましては、新しい体制の整備と、来館者の増加を図る取組に重点を置いて事業を進めてきたと聞いております。

その後、21年には、このサテライトの一部であります旧日本郵船、手宮洞窟保存館など、教育委員会内部の施設を先に統合管理を行うということで実施してございます。さらに22年には、保存修理工事が終了しました機関車庫3号の公開をしたところです。この間、基本計画に将来的な目標として掲げられました鯨御殿あるいは森の自然館のサテライト化の取組については、実施せずに移行してきた現状でございます。

○高橋委員

手をつけてこなかったということですよ。

○（教育）博物館長

手をつけてこなかったということでございます。

○高橋委員

まともに答えられると非常にやりにくくなるのですが、私もそう思います。

条例を見ても条例改正の動きがないということで、当然このサテライト化の計画そのものがどうだったのかという疑問が湧くわけです。この点について、館長はどういうふうに考えていますか。

○（教育）博物館長

先ほどサテライト化の取組についてはしてこなかったと言い切った形ではございますが、当然、鯉御殿あるいは森の自然館との連携ということは考えております。例えば鯉御殿におきましては、パンフレットの作成における助言、あるいは展示資料の貸出し等で連携を図ってまいりました。また、森の自然館につきましては、小樽市内にある自然教育の場として、非常に貴重なフィールドでございますので、総合博物館としましても、その管理ということではないのですが、私どもで行っている自然教育のプログラムのフィールドとして活用させていただいております。

○高橋委員

とってつけたような説明ですけれども、具体的な動きが見られないというのが私の感想です。いろいろな連携をとるのは至極当たり前で、文化財なので、教育委員会がかんでいかなければならないという認識を私も持っています。

それで、これはぜひ教育長にお願いしたいのですが、社会教育施設の計画というのは非常に重要なものだと私は思っていますので、やはり今の時点で一定程度的見直しと確認をしていただいて、整理して集中と選択をされたほうがよいのではないかと思いますので、最後に教育長の御意見を伺って終わります。

○教育長

私が着任する前のことでございまして、実は今回の質問を通じて、過去の経過などを詳しく説明をいただきました。平成17年に、旧博物館を3館合同の新博物館にするという大きな課題があって、その将来構想という形で計画をつくったということです。そのときに、文化財の保護という仕事を教育委員会でやっていたのですが、職員2人を博物館に移管して小樽市全体の文化財の保護を博物館がするという基本的な考え方である構想ができています。

ところが、実際には、市の連携、市役所と教育委員会という、いわゆる大所高所からだった連携をして、初めて小樽市全体の文化財の保存管理の仕事ができると。一博物館が、市長部局と連携しながら小樽市全体の文化財を管理するという事は、実際にはやはり無理だろうと。そういう意味で言えば、文化財の保護という仕事は、本来、地教行法上は教育委員会の選奨の事務ということもありますので、その辺の法的な整備から含めて再度見直しをして、小樽市全体の文化財の保護をどうしたらいいのか、また生涯学習、社会の中で社会教育施設を今後どうするかという観点で、再度見直しを行い整理した上で、改めて皆さんに示しながら御議論いただくという方向で考えたというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○千葉委員

私からは、予算編成について何点か伺います。

◎市債について

今回いただいた予算（案）のポイントという資料に、市債の残高、見込み額が示されておまして、平成25年度の残高が増加するのはやはり議論があったところです。この内容について説明願いたいのと、今まで新規市債の発行額が償還額を下回ってきたのですが、25年度以降はどのように変わっていくのか、今後の見通し状況もあわせて、今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

市債の残高の関係でございますが、予算（案）のポイントでは、一般会計で申しますと、平成25年度の予算編成

○（財政）財政課長

退職手当債につきましては、平成25年度の予算において25年度末の現在高の見込みといたしましては、38億3,200万円として考えているところでございます。償還についてですが、こちらは借入時に考えることになるのですけれども、一応償還期間としては10年間という形で償還期間がありますので、その期間の中で返していく形になると思います。

○千葉委員

市長はいつも民間ベースでということで、今後の財政について非常に心配されていることもよく伺ってしまして、行政のキャッシュフローのデータなどを見ると、こういうもの全部含めて判断すると、市の財政が本当に心配だというふうに懸念しております。今回の編成方針の中でペイ・アズ・ユー・ゴーという原則を私も初めて聞いたのですけれども、そのような方針を示されて予算編成に当たったとお聞きしていますが、この原則の考え方について伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

平成25年度予算編成において掲げましたペイ・アズ・ユー・ゴーの原則についてですけれども、これまで本市はスクラップ・アンド・ビルドという言い方で、事業の再構築等を求めてきたところでございますが、近年はそういうことも、かなり長きにわたり取り組んできておりましたので、それにかわる言葉として今回挙げさせていただきました。ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則は、税収の減少や歳出の増大に結びつく新たな政策を行う場合には、増収若しくは他の歳出項目の減少により財源を確保しなければならないという財政ルールでございまして、アメリカでは1990年に導入されて、その後の財政支出の改善に寄与してきたというものでございます。そういう意味では、単に事業の再構築だけではなくて、何かをやるときにやはり財源を一応勘案しながら事業を組み立てていただきたいということも含めて、各部にそういう通知をしたところでございます。

○千葉委員

本当にそういう考えが、いろいろなところに配慮がされた編成になっていると伺いたいと感じるところですけれども、今お話があったように、いろいろな借金となるようなもの、償還の財源というのは、やはり今後どんどん税収が少なくなる中で、しっかりそれを生み出していかなければならないというふうにも思っています。

◎事務事業評価について

今、試行的に行われている事務事業評価が、この財源を見つけるのに大きな効果があるかどうかは抜きにしても、今後少しずつ見直し、評価についてはしっかりやっていただくことで、少なからず財源の確保に役立っていくというふうに考えているところです。事務事業評価についての今までの議論を聞いていて、少し気にしているのは、一事業ごとに評価を行っているとする、ほかの事業にも影響が出てくるのではないかと感じておりますが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

事業評価の関係ですけれども、お話がありましたとおり、今年度試行としてやってございまして、これは主に10年以上の長期継続事業という個別の事業を対象に実施しているところでございます。個々の事業の評価については、有効であったと考えておりますが、千葉委員からもお話がございましたけれども、対象としなかった関連する事業というものが当然ございますので、そういう事業との関係や優先順位といった総合的な評価がなかなか難しかった部分もございまして、今後その関連する事業をまとめて評価するような手法、こういった部分も検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○千葉委員

我が党でも事業評価について視察させていただいていますが、やはり関連する事業と一体的に考えることで経費の節減につながったとか、事業の見直しにつながったということも伺っております。実際に財政部でお考えなのは、

試行的に行われている事業評価の見直し等で、例えば今後本格的に行われる際には、その削減の効果として一定度の目標を持って進めていきたいというふうに考えているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○(財政) 財政課長

評価の結果を金額で求めるのか、事業内容という形で市民に還元していくということで事業を見直していくかというのは、また、その評価の結果によって違ってくとは思いますが、金額も事業効果も含めた中で、やはり最小限の費用で最大の効果を発揮するという形で事業評価を生かしていければというふうには考えております。

○千葉委員

今いろいろなお話を伺ったのですが、事務事業評価になるのか、見直しになるのかわかりませんが、いろいろな行政サービスが削られることのないよう、しっかりと効果あるやり方で行っていただきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 47 分

再開 午後 3 時 05 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○斎藤(博) 委員

◎放課後児童クラブの障害児の受入れ態勢とクラス編制の考え方について

最初に、放課後児童クラブについてということで、中身的には二つの質問をさせていただきます。

まず、障害児の放課後児童クラブの現状についてお聞かせください。

○(教育) 生涯学習課長

放課後児童クラブの障害児に関する現状でございますが、3月1日現在、七つの学校、児童センター等におきまして、合計20名の障害のある児童が利用しております。学年別に見ますと、1年生で1人、2年生で5人、3年生で5人、4年生で5人、5年生が4人、6年生はいない状況になっております。

○斎藤(博) 委員

今の障害児の部分で、施設や学校ごとの数をお聞かせください。

○(教育) 生涯学習課長

学校ごとの数でございますが、高島小学校で2名、花園小学校で7名、奥沢小学校で2名、桜小学校で1名、朝里小学校で2名、塩谷児童センターで1名、北海道聾学校で5名になっております。

○斎藤(博) 委員

障害を持った子供の放課後児童クラブについては、この間、紆余曲折といえますが、いろいろなことがあって、私もいろいろな発言をさせていただいているのですが、特に5年生、6年生の扱いについて、新しい考え方で取り組まれていると思うのです。今、5年生、6年生を受け入れている基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○(教育) 生涯学習課長

昨年度までは障害のある児童の受入れ年数は4年生までに限られていましたが、平成24年度から5、6年生までということで延長させていただいております。これにつきましては拠点校方式と申しますか、受入れの可能な学校

ということで拠点校を定めまして、5年生以上の児童を受け入れることとしました。24年度におきまして拠点校となったのは、北海道聾学校と高島小学校の2校でございます。聾学校におきましては、3人の5年生の児童が登録していきまして、このうち1人は花園小学校の児童が登録しております。高島小学校におきましては5年生の児童が1人登録していきまして、合計4人が利用されたということで、6年生につきましては、利用がない状況でございます。

○斎藤（博）委員

高島小学校の5年生は、4月から6年生になっても高島小学校が拠点で引き続いてやっていただけるだろうと考えますが、問題は聾学校の部分です。来年はもう1年あるというふうに理解できますけれども、聾学校の扱いについては、廃校というか、いろいろと新聞などでも報道されていますが、聾学校と障害児の放課後児童クラブの関係について現状でどういうふうに考えられているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）生涯学習課長

聾学校につきましては、現在、花園小学校から来ている1人を含めまして5名の児童がいきまして、3年生が1人、4年生が1人、5年生が3人という内訳になっております。委員のおっしゃるとおり、平成25年度末をもちまして、聾学校が閉鎖、閉校ということになりますので、ここを拠点としていた子供たちは使えなくなるというふうに考えております。

ただ、実際に花園小学校から登録されている1名は利用していない状況となっております。また、聾学校に現在いる3年生の児童と、現在5年生の児童の2人は、新年度からは利用しないというように聞いております。ただ、そういったしましても、25年度におきましては、花園小学校や奥沢小学校で新5年生が出てきますので、これらにつきましては、それぞれの学校で受け入れるということで考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

利用実態として今の5年生が6年生になった時点で考えているのはわかったのですけれども、聾学校で言うと3年生が4年生になるし、4年生が5年生になって、この方は聾学校を1年使うということなので、6年生になってどうするかはわからないけれども、5年生の1年間、平成25年度末までは聾学校で受けていただけると、そういう理解でよろしいですか。

○（教育）生涯学習課長

平成25年度におきましては、聾学校で受け入れていただくということで聞いています。

○斎藤（博）委員

それ以降の扱いについては、当然何らかの対策が必要になってくると思うのです。花園小学校の3年生が今は4年生ですから、今度は5年生になりますし、奥沢小学校の4年生も1人は5年生になっていって、従来議論していた5年生、6年生の部分に入っていきます。先ほど少し触れていただいているのですが、入れないというふうに切っていた時代から見ると、拠点方式でも受けていただけるようになったのは、大変感謝していますし、大きく実情に合った改善をしてもらったということで、喜んでいるのです。聾学校については、せっかくなまくいったのに残念だという思いもあります。

ただ、以前は、5年生、6年生を嫌がるときの大きな理由に、小学生でも5年生、6年生になると体も大きくなってくるし、なかなか本人も保護者も、それから指導員もいろいろ支障があるということで拠点をつくって、そこで専門的に受けていこうと。最初に、聾学校だったということで走り出したのですが、今、朝里小学校とか桜小学校にも2年生、3年生がいるわけですし、将来の利用の計画がどうなっているか具体的にはわかりませんが、時間がたつとこの子供たちも4年生、5年生、6年生になってきます。その子供が利用するという事になると、従来のような拠点方式の場合、放課後になったら拠点の学校に移動して行かなければならないので、そういったことは、子供の負担にもなりますし、保護者から見ても心配な部分があるという意見をいただくのです。聾学校の廃

止を契機にというわけではないのですが、こういう制度が動き出してきていてやっていく以上は、やはり 5 年生、6 年生の障害を持った子供が在籍する学校で障害児の放課後児童クラブを開いていって、卒業したらやめていくというように、従来の拠点方式から、やはり実態に合ったというか、子供の負担を軽減する意味でも、在籍する学校で 5 年生、6 年生を放課後児童クラブに入れていく。そういうための設備の改善や従来から議論になっている資格の問題など、いろいろな課題はあると思うのですけれども、その辺について整理して、自校方式というか、言葉はあれですけれども、拠点をやめて在籍する学校でやっていく方向に転換していく、その辺についてもう一度教育委員会の考えを聞きたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

ただいま斎藤博行委員がおっしゃったことですが、平成24年度から 5 年生を 2 校で実際に受け入れてみたところ、指導員がその子供たちになれていることもあり、何とか 1 年間やりきれたと考えております。そういう意味では、なれた指導員のいるところでは児童の受入れがしやすいものというふうに考えておりますので、新 5 年生が誕生する放課後児童クラブにつきまして、そこを新たな拠点校とするような方向で検討していきたいと思っております。

○斎藤（博）委員

私が思っている拠点校というのは、最初は小樽市内に 3 か所ぐらいの拠点をつくって、そこに子供を集めるというイメージで拠点という言葉を使っていたのですが、在籍する学校を拠点にするなら同じことになると思うので、私がお願いしたいのは、子供のいる学校で展開していく、そこが新しい拠点校になっていく。例えば今の 3 年生を例にすると、拠点校が高島小学校、花園小学校、奥沢小学校、朝里小学校、聾学校の子供をどうするかはちょっとわかりませんが、拠点校が増えたり減ったりするという理解でよろしいですか。同じようなことを言っているのだらうと思いますけれども、拠点方式というと、どうしても集めてくるようなイメージがあるものですから、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

斎藤博行委員のおっしゃる自校化と私どもが使う拠点校というのは一致すると思います。子供が学校の中で授業が終わってすぐに自校の放課後児童クラブに移れるといった安全面のこともございますので、可能な限り新 5 年生が誕生する放課後児童クラブで受け入れられるようにやっていきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

言葉の話はやめまして、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、放課後児童クラブの関係で、朝里小学校の放課後児童クラブについて、この間の推移なり、平成25年度に向けてどういった考えでいるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

朝里小学校の児童クラブにつきましては、年々登録数、児童数が増えてきておまして、平成22年 5 月には55人、23年 5 月には60人、24年 5 月では67人と増加傾向があります。これまで朝里小学校の A、B、2 クラスで受け入れていたところですが、待機児童が生じるおそれがあることから、25年度におきましては、新たに 3 番目の C クラスを開設するという事で考えております。

○斎藤（博）委員

朝里小学校の放課後児童クラブ、今は A、B と 2 クラスが並んでありますが、3 クラス目はまずその並びというか、三つ目になるということでもよろしいですか。

○（教育）生涯学習課長

現在の A、B の隣に C クラスを開設するという事です。

○斎藤（博）委員

教室を借りていただけたことについてはよかったと思うのですけれども、一方で、何回かこの場でも話をさせて

もらっているのですが、放課後児童クラブにいる子供というのは、遅い場合は6時ぐらいまでいます。冬場の6時で、課長も御承知のように、朝里小学校の放課後児童クラブから玄関までといったら、結構な距離があるわけですし、子供や迎えに来る親のこと考えると、できるだけ玄関に近いところに放課後児童クラブを開設していただけないかということを従来からお願いしているのです。今回は1クラス増やしていただけないかという議論もあったと思うのですが、その辺についてどういった取組み対応をされているか、経過があったらお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）生涯学習課長

委員も御存じのとおり、放課後児童クラブは学校の余裕教室で開設していることもありまして、なかなか玄関に近い場所にはなっていないのが現状でございます。ただ、委員のおっしゃるとおり、学校内でもできるだけ玄関に近い場所が望ましいのはそのとおりでございますので、何か機会があるたびに使える教室が近くにあったとか、そういうときにはできるだけ近いところに設置してきたいと思えます。

○齋藤（博）委員

この項の最後に、放課後児童クラブが二つ、三つとある場合のクラス編制の考え方についてお尋ねします。

これも従来、教育委員会では、例えば子供が40人いると、定数の関係でどうしても放課後児童クラブを2クラス持たなければならないということになって2クラスにするのですが、そのときの子供の入れ方というか、編制の仕方が片方のクラスが満員になってオーバーした分を二つ目のクラスに入れていくというクラス編制というか、定数管理をしてきています。そのため、片方は満杯状態でやっているし、片方はまだ子供が10人とか十二、三人しかいなくて、あたかも片方のクラスが安全弁で、減ったらこちらを潰すというのが見え見えではないかということ指摘したり、あとは子供にも不平等感があるのではないかということで改善をお願いしてきた経過があるのです。今回3クラスを持つようになったときには、クラスの子供の入れ方について多少でこぼこはあったにしても、どういった考え方に基づいて編制するのかについて、私としては、できるだけ滑らかというか、平等な感じで増えていきなり、平等に減っていくようなクラスの作り方をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

指導員の配置とクラス分けの関係ですが、配置基準に基づきまして効率的な指導員の配置を行うというのは、もちろんのことでございます。ただ、平成21年度から障害児の4年生を受け入れることになりまして、また24年度からは5年生、6年生を受け入れるようになってきていることと、だんだん状況は変化してきております。障害児がいるかどうかでもクラスの中にはいろいろな状況になりますので、障害のある児童の有無や人数、あるいは障害の種類、それから全体の学年構成、男女の性別、指導員の目が届くかといった児童の安全確保などを総合的に考えまして、指導員と協議しながら、個々の状況を勘案して決定しているところでございます。ですから、以前のように一つのクラブにぎっしり詰めて、片やあいているという状況には、実際に現在はなっていない状況になっております。

○齋藤（博）委員

実情は1人2人のいろいろな事情あるものですから、わかるのですけれども、従来のように、まず1クラスを埋めて、次にというやり方はもうやめていただきたいと思っていましたので、その部分はよかったと思えます。

◎学校図書館について

次に、学校図書館に関連して、何点かお尋ねします。

まず、予算関係ですが、小学校費、中学校費のそれぞれに学校図書館整備費がありますので、内訳についてお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

学校図書館の関係の予算でございますけれども、まず小学校では、図書の購入費ということで平成25年度は338万6,000円、それと今度新規に配置いたします学校図書館司書の人件費で148万9,000円を計上し、合計で487万5,000

円となっております。また、中学校につきましては、学校の図書資料の購入費といたしましては350万円、図書館司書の人件費といたしまして148万9,000円を計上しているところでございます。

○斎藤（博）委員

今、答弁していただいた図書館司書の配置が、今年度から始められると聞きました。改めて、図書館司書について伺いますが、従来の司書教諭の役割とどのように分担するのか、どういうふうに関連するのかということも含めて、図書館司書の役割や仕事について、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総務管理課長

まず、図書館司書の業務の主なものといたしましては、児童・生徒への指定図書に関する啓発、具体的には児童・生徒からの相談においての読書のアドバイスや、推薦図書の紹介をいたします。また、学習情報の提供ということで、学校では、調べ物学習といいまして、図書館において書籍等で物を調べて発表するという授業がございます。そういった情報をあらかじめもらいまして、資料として準備をするといったことがございます。また、所属教員に対しまして、教育の補助教材に関する情報収集と情報提供といったものをいたします。また、図書館の環境整備ということで、児童・生徒に興味を持ってもらえるディスプレイを行うこと、それから図書カウンター、図書委員という格好でやっていると思いますが、そういった業務の支援、また外部の方との関連では読み聞かせグループ等の連携を想定しているところでございます。

それで、司書教諭との関連でございますけれども、司書教諭につきましては、学校図書館法で学校図書館の専門的職務を担当することになっておりまして、今お話にあります学校司書については、どういう仕事をするのだというところは特に規定されていない形になります。その中で、職務的にはこの図書館に関しては、仕事の内容は一定程度連携して、オーバーラップする部分があるかと思っておりますけれども、司書教諭につきましては、日常的な校務がこれだけではなくて、担任を持っている、若しくは教科を持っているといったことがございまして、これまでは学校図書館の部分の整備等、児童・生徒と本をつなぐといった職務が十分でなかった、使われてこなかったという中で、そういった学校司書を配置して、学校図書館の機能を充実させていこうということで考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

学校図書館法は1953年にできている法律で、それに基づいて司書教諭の配置などいろいろなことが決められているというふうに勉強しました。それで、今回、国も含めて、図書館司書を配置していくというふうに前に踏み出したというのか、一定その方向を改めてきているのではないかと思うのですが、それにのっとって小樽市も新しい事業展開をすると理解したのですけれども、国なり小樽市として、従来の学校の図書館のあり方をどういうふうに総括されて、今、課長がおっしゃっているように、図書館司書を導入して図書館の機能アップを図っていかうとしたのか、その辺についてこの間どういうふうに総括されて図書館司書につながっているのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総務管理課長

まず一つ、学校図書館でありますけれども、これまで図書購入、先ほど申し上げましたもので、各学校に配分しながら図書館の充実には努めてきているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、司書教諭は全部の学校に配置されるわけではございません。12学級以上の学校ということもございます。

また、任命されてもほかに校務分掌を持っていますことから、以前にも質問がございましたけれども、学校の図書館は、少し言葉が悪いのですが、一定の本が積んであります、配架されていますという状況が続いてきているということがあろうかと思えます。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったことで、文部科学省におきましては、図書の整理だけでなく、本と児童・生徒をつなぐ役割が重要であるということで今回新たな財政措置があ

るのですけれども、そういったことに踏み切ったということで考えておりました、私どもにつきましても、単に部屋に本が置いてあるということではなくて、児童・生徒が利用しやすい環境づくりが必要だということで始めたいと考えているところでございます。

○齋藤（博）委員

では、もう少し具体的に聞きたいのですが、小学校と中学校でそれぞれ予算措置はされていますので、小学校に 1 か所、中学校に 1 か所ということだと思えるのですけれども、どこに配置しようと考えていらっしゃるのですか。

○（教育）総務管理課長

まず、小・中学校の配置数は、委員が今おっしゃるとおり 1 名ずつということで考えております。配置校につきましては、現在決定しているところではございません。モデル校ということで学校を指定いたしまして、その中で取り組んでいきたいと考えています。その際の選定に当たりましては、当然学校の図書館司書が配置されても配置された人が十分に力を発揮して、図書館の質の向上といえますか、魅力ある図書室・館づくりをできる環境があるかどうかという学校の受入れ態勢もありますので、そういったものを勘案しながら検討していきたいと考えております。

○齋藤（博）委員

これから決めるということですが、例えば具体的にどこに座っているのですかとすると、図書館にいるのか、職員室にいるのか、事務室にいるのか、細かいこともあると思います。

それで、私が心配するのは、余計な心配かもしれませんが、学校の、受け入れる側の理解なりがないと、この事業はなかなかうまくいかないのではないかとということです。この予算でいくと、やはり国なり小樽市が嘱託職員なりを配置して図書館を活性化して、子供にとって図書館を身近にしてもらおうという事業をやる趣旨を相当理解して連携をとってやっていこうという学校でないと、私はなかなかうまくいかないのではないかと危惧します。ですから、選ぶ際には、この趣旨についてきちんと議論をして学校を決めていかないと、マンパワーとして学校に吸収されてしまうだけだったら何にもなりません、そういった心配もないわけでもないものですから、その辺の協議については十分時間をかけてやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○（教育）総務管理課長

御指摘の点は全くそのとおりで思っております。したがって、モデル校の指定に当たりましては、十分に学校図書館が魅力あるものになるような受入れ態勢があるのかどうか、どういった形で進んでいくのか、いけるのかどうか、そういったことを勘案しまして学校を指定したいと考えております。

○教育部長

総務管理課長の答弁につけ加えまして、学校の配置、配属については、今、実際に学校において図書館活動を活発にやっている教員で組織されている学校図書館協議会という団体がございます。その辺の団体からも意見などを聞きながら、どこの学校に配属するのが小樽市内の全体の学校図書に関する活性化につながるのか、そういうことを検討してまいりたいと思っております。

○齋藤（博）委員

私も全国学校図書館協議会の要望書を見ながら質問させていただいておりますので、その辺については、いい面と、私が心配するのは、少し理解されないと、何か 1 人、人が増えたという感じで、図書館の掃除でもさせておけばいいということで終わったら何にもならないなという危惧がありますので、そこは頑張ってくださいと思っています。

最後ですけれども、今回 1 か所ずつ始めていくという考えでスタートするのは、一つの始まりですので、十分理解できるのですが、国なりの考え方からすると、今後の展開も考えていかなければならないと思っております。国はこの制度を昨年あたりから動かしてきているのですが、国の考え方としては、図書館司書についてどういった展望とい

うか、計画に基づいて事業を進めているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総務管理課長

国の考え方は、学校図書館の関係につきましては、図書の公認、それから今申し上げました学校司書の関係、これについては地方交付税で措置していますということで、平成24年度から学校図書館の司書については財政措置しているところでございます。その考え方といたしましては、1週30時間の勤務時間の職員をおおむね2校に1名配置することを想定する規模で措置しているということになっております。

○齋藤（博）委員

国は、2校に1人ぐらいの割合で配置していく方向でこの事業を進めている。それで、一般交付税措置をしていると言われても、なかなか裏は厳しい部分もないわけではないと思うのですが、小樽市としては来年度1年目の施行ということなので、どうかという部分もありますけれども、当然進めていくことについて異議を唱える人はいないと思います、この図書館の活用については。ただ、問題は、これをやった以降、来年の議論になるのでしょうか、小樽市の教育委員会としては小樽の学校の中でどういった展開を考えて、最初の小・中1校を始められたのか、今後どうやっていこうとしているのか、そういったあたりについての考え方があったら、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総務管理課長

まず、学力向上の絡みになりますけれども、読書習慣の定着のため読書をしてもらうためには、学校図書館を魅力的にしていくということでございます。そのためには、貸出し数を増やして学校図書館を魅力的にするという中で、それは小学校も中学校も大切なことでありますので、そういった中ではそれぞれ魅力ある図書館づくりに努めていきたいと考えているところでございます。先ほど交付税措置ということでお話ししましたが、まず今年が初年度ですので、平成25年度のモデル校での実績、効果といったもの、それから課題を整理しながら今後どういった形で配置していくのか、人数はどれぐらいが適切なのか、そういったことは検討してまいりたいというふう考えております。

○齋藤（博）委員

まず、平成25年度1年間の推移なり、そういったあたりについて、来年の今ぐらいになるだろうと思いますけれども、議論させていただく中で、基本的には拡大していく、そして、小樽の小・中学校の図書館機能を高めていくという立場で取組をしていただきたいと思います。そういったあたりをお願いして、私の今日の質問を終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

最後になりましたので簡潔に質問させていただきたいと思いますが、今日は総括質疑ですので、今回の新年度予算に対して私の所見を少し述べさせていただきます。

今回、市長が防災、経済・雇用を重点に取り組まれまして、中松カラーが新年度予算に反映されていると思っております。市長が公約に掲げたことも着実に進められていると実感しております。

経済関連のトップセミナーについては、市長が持ち前の営業力でどんどん率先してやっていただけるだろうと期待しております。

その中でも、観光の取組として1点、以前、千葉議員が取り上げていましたけれども、ロリータファッションのオタク文化の取組については、かなり期待をしています。なかなかおわかりにならない方が多いかと思うのですが、このオタク文化が小樽の新しいまちおこしのきっかけになったらおもしろいと、本当に思っております、たぶんこのファッションショーに関しては千葉議員が先頭に立ってやっていただけるのだらうと思っております。

年齢制限もないということですので、よろしく願いいたします。こういったところの理解を深めて、予算に入れていただけるということは、民間出身の市長らしいと思いますし、外からも小樽の予算のつけ方がちょっとおもしろいというふうに少し注目されると思っております。

このほかにも私が従前から述べている北運河の開発にも予算をつけていただきましたし、食にも事業費をつけていただけるということで、厳しい財政の中、選択と集中という観点から、小規模ですけれども、小さいお金を少しずつつけて、小樽のよさをアピールしていくのだろうと思っております。

教育に関しても、今回はハードの投資がいろいろと重なってしまいましたけれども、学校整備については未来の小樽を担う子供たちのためにいたし方ないことでありますし、早急に進めていただきたいと思っております。その中で、英語教育の充実や指導力向上に向けた取組については、予算をかけないで道教委とも連携をした取組をしていただけることを大変うれしく思っておりますし、評価しております。

ただ、プール建設の見送りについては、非常に残念に思っておりますので、これについては新年度の中でどのよう方向づけをしていただけるか、チェックしてまいりたいと思っております。

いろいろ評価をさせていただきましたけれども、従来から指摘していますとおり、病院会計については新市立病院建設によって市全体の構成比を上げておりますし、一般会計からの基準外繰入れがあるということで、なかなか大きな改善が見られないということで、これからも一層の経営努力を求めていくとともに、以前にも指摘させていただきましたが、高い水準の給与費比率の改善なども強く求めていきたいと思っております。

◎第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画について

私の所見はこういったところで終わりました、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画について質問させていただきます。

まず、今回は第 3 号ふ頭及び周辺再開発ワークショップからこういった提言の内容が出されていましたが、この設計図なり、VR でとてもすばらしいものができたと、私自身もこのようなビジョンでできたらいいなと思っておりますが、まず業者の選定の方法について質問します。

今回は、株式会社クマシロシステム設計に委託されましたけれども、その選定方法の基準などについてお示しいただきたいと思えます。

○（産業港湾）事業課長

この度の第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画について、調査をサポートいただきました業者の選定についての御質問ですけれども、これにつきましては、港湾関係の業務ということ、それから検討的な要素が強いということ、また一般的な土木の要素もあるということで、市の入札参加資格者名簿の中で土木設計という業者を選定し、なおかつ技術資料作成にも登録されている業者を選んでおります。この中でさらに国の建設コンサルタント登録規程の中にあります港湾、空港といった業態に登録されているコンサルタントを選んで指名させていただいております。基本的には、指名競争入札を行いまして、その落札結果としてクマシロシステム設計が落札されたという経緯でございます。

○安齋委員

いろいろと業者を選んでということですが、入札自体は入札価格で決めているのでしょうか。これまでの設計内容など、そういったことを加味するというのではなかったということですね。

○（産業港湾）事業課長

これは指名競争入札で行っておりまして、最低金額を入れていただいた業者ということで、株式会社クマシロシステム設計に落札されて契約しております。

○安齋委員

指名競争入札ということなので、最低の価格を入札したということでしょうけれども、今後の小樽の港のビジョンを描くのに指名競争入札でよかったのかという疑問が少しあるというか、これまでの実績などといったところを

加味して選んだほうがよかったのかと個人的には思うのですが、これについてはいろいろ考えた中で指名競争入札にしたということによろしいですか。

○（産業港湾）事業課長

まず、基本的に今回指名させていただいた業者につきましては、それぞれ道内で港湾のこういった計画関係について実績を持っている業者ということもございまして、あと今回立てました再開発計画につきましては、提言書にありますとおり、ワークショップなど、いろいろと市民の声も聞きながら反映させていくという、そちらを主導的にした業務を進めたいということも考えていまして、指名した業者については特に支障ないというふうに考えてございます。

○安斎委員

次に、ワークショップでの議論と業者のかかわりについて質問させていただきますが、まずワークショップは第 1 回から何回かありましたけれども、その中でどういった議論があって、業者がどれぐらいかかわって今回の提言書をまとめるに至ったのか、お示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

ワークショップの議論の経過と今回の企画されたコンサルタントとのかかわり方ということで答弁させていただきますが、まずワークショップにつきましては、この提言書にもありますとおり、合計で10回議論していただいております。そのうち、最初の2回は、この委員の方々に小樽港の現状やクルーズの状況といった情報を持っていたきたいということで、事務局なりからいろいろと説明をさせていただいております。その後、具体的にどういった機能を導入するか、また、その機能をどうやって配置するかということで議論をしていただいて、10回の期間でまとめていただいて、このたびの提言書になってございます。

この過程でのコンサルタントのかかわり方ですけれども、基本的に提言書の内容についてはワークショップの委員の方々が主導的に議論していただいてまとめていただいた内容でございます。ただ、ワークショップの議論を進めるに当たりまして、例えば必要な資料や情報といったものについてはコンサルタントの協力も得まして、ワークショップに提供してきたという経緯がございます。

また、施設の配置計画につきましては、提言書に盛り込んでいますけれども、再開発内容がどのように見えるかということをお委員の方々に、具体的に伺いましょうか、実感を持って見ていただいたほうがいいということでVRを作成しておりますけれども、基本的にこういったワークショップの委員の方々の意見を踏まえて配置計画をつくり、それに基づいてコンサルタントが施設計画を書いたり、若しくはそれを使ってVRを再現したりということで、基本的にワークショップの議論をサポートするという立場で参画していただいております。

○安斎委員

ワークショップの委員からは、予算に関しては特に話はなく、大体倉庫を撤去するとか、ここをこういう施設にしたいという話があったと聞いているのですが、先日、御説明いただいたときにVRを見せていただいて、これができたら非常にいいと私は思っているのですが、部長から全部やったら総額で100億円ぐらいかかると聞いたので、これは今の小樽市の状況では大変厳しいと思うのです。借金をしてやっても30億円を負担するのは難しいと思うのですが、実際に今回でき上がった提言書のとおりをやった場合、一番どこにお金がかかって、一番どこが市として予算の負担がなくてできるかというところを細かくお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

再開発計画を進めるに当たっての事業費ということでは、これからいろいろと詰めていかなければならないので、本当に詳細な金額についてはまだ把握してはいないのですが、まずもってこの絵を実現することになりますと、一つとしては、大型クルーズ客船対応のための岸壁整備といった基本施設の整備が必要になってくることとなります。また、この再開発計画は、あくまでも今の第3号ふ頭が更地になったことを前提にして皆さんに議論していただい

たのですが、御承知のとおり第 3 号ふ頭内には 5 棟の上屋が建てられています。この移転が可能になって初めてこの絵が実現することになります。では、この移転先をどこに持っていくのかという次の議論もございますし、また、第 3 号ふ頭が今は指定保税地域になっているということで、指定保税地域を動かすとなりますと、ある程度面的に一定の面積を持った場所に動かしていかなければならないこととなります。そうすると、当然そのエリアについても何らかの整備をしなければならないというふうに考えていまして、今御質問のありましたこの再開発の計画を進める上で、どの部分に一番お金がかかるかということになりますと、最終的には今の物流機能を移転していくための費用に、ある程度高額な事業費が必要になってくるというふうに考えてございます。

○安齋委員

ここで私からまた一つ提案させていただきたいのですけれども、今ちょうど市役所の本館と別館がつながっている渡り廊下で、工業高校生による未来に建てたい建物という展示会をやっていますが、これを見ると、高校生の若い目線で、レストランとプールが一緒になった施設や市民会館をこうしたらいいとか、いろいろなことが図面で見えています。先日、これを主催する団体の会長にお話を聞いたら、1 年目は学生レベルだったけれども、年を重ねると年々それなりの実力になってきたという評価をいただいております、できれば今後、ランドデザインはランドデザインでよろしいと思うのですけれども、この中にコンベンションセンターなり、いろいろな建物の施設も建てるというような絵もありますから、高校生から今後の未来に向かって自分たちはこういうイメージで港にこのような建物が欲しいというアイデアを募集して、それを今後の素案や計画に盛り込んでいくことはできないのかと思っているのですが、まず、その私の考えについて御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）事業課長

今お話のありました小樽に建てたい建物設計コンペという、今、渡り廊下にあるものですが、これを私も見させていただきまして、本当にすばらしいと思っております。現在、再開発計画を進めておりまして、この中にはさまざまな学生に意見を聞いてということは考えてございませぬけれども、この再開発計画を将来的に進めるに当たっては、各施設の基本設計や実施設計というものが出てくると思っております。その際に、例えばデザインコンペみたいな形で、こういった学生も含め、市民アイデアを公募するというのはい一つの選択肢なのかと思っております、いずれにしても設計が必要になるときまでに少し時間がありますが、今後の検討材料として考えていきたいというふうに思っております。

○安齋委員

やはり若いうちから、まちづくりなどで小樽の開発に少しでも関与したとか、自分が応募したものがその一部分だけでも選ばれているというのがあれば、それが郷土愛につながると思っております、こういった形で反映できるか、どういうふうに取り組めるかはわからないのですけれども、ぜひそういったことも考慮して、今後、市民全体で小樽の港を開発していくというふうに進めていってほしいと思っております。

第 3 号ふ頭に関連して、以前、多目的広場について質問させていただいたのですけれども、私としては今の多目的広場はアスファルトになっていて柵で覆われて、イベントがあるときに開放するだけのものですが、やはり市民が自由に多目的広場に集まって何か遊んだり憩えるような場所にしてもらったほうが、港へのにぎわいづくりになると思っております。その主張もあって、策定委員会でどのような意見があつて提言書がどうまとめられるかちょっと期待していたのですけれども、なかなかその辺が難しく、結局は市民が自由に活用できるほか、多様な使用方法が可能な多目的広場を中心とする空間ということで、従来どおりの活用方法になっているように感じました。今後、この多目的広場について、第 3 号ふ頭の開発を進める上でどういった考え方をしているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

まず、ワークショップでの D ゾーンの方につきましては、今、委員からのお話があつたとおり、市民が自由

に活用できるほか、多様な使用方法が可能な多目的広場を中心とする空間ということで御提言を受けてございます。やはり、ただこの文面にもありますように、ワークショップの委員からも、市民が自由に使えるというようなことで、この空間を使うことができないかという御意見はいただいております。私どもとしても、この再開発計画の一番の狙いは、このエリアが本当ににぎわいのある空間になっていくことが目的であると考えてございます。それゆえ、市民や来訪者の方々が利用しやすいような管理形態を考えていくべきではないかと思っておりますが、実際に管理上の問題もございますので、今、再開発計画の検討、取りまとめを進めていますけれども、この中でどういった形でやっていけばいいのかということについては検討していきたいと考えてございます。

○安齋委員

検討していきたいというのは、開放型か、今のままの状態かというのを含めて検討していくということでよろしいですか。

○（産業港湾）事業課長

そのとおりでございます。

○安齋委員

私も少し港を見て回ったのですけれども、やはり港のにぎわいをつくっているのは、観光客は確かにそうなのですが、そこに住んでいる住民が集まって、そこでスケートボードをしたりとか遊んでいる景色がにぎわいをつくっているのだと思っております。観光と言っている、やはり一般市民もそういった観光施設で遊んだりとか、いろいろなところに回ってにぎわっているところがないと、観光客も逆に行きづらいのかと思っておりますので、いろいろな意見をいただいて大変だとは思っておりますけれども、その点も含めてぜひ検討していただきたいと思っております。

◎小樽港クルーズ推進事業費について

もう一点は、ハード、ハードと言ってきましたけれども、前にも取り上げましたとおり、ハードばかりではなくて、クルーズ客船が入ったときの受入れ態勢などのソフト面がなかなか弱いのかと私は思っております。今回新年度の予算で受入れ態勢の強化ということで予算がついておりますが、まずこの考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）管理課長

小樽港クルーズ推進事業費についての事業の目的ということで答弁させていただきますが、クルーズ客船の寄港につきましても、港湾の収入ですとか直接の収入がございます。また、ほかに乗船客による観光消費等もございまして、経済効果が大きいと考えております。これらにつきましても、小樽港貿易振興協議会を中心に誘致を今まで取り組んできたところでございます。しかしながら、寄港隻数の増加や外国船社の日本進出に伴いまして、受入れ態勢や誘致活動の強化が必要となっているのが現状でございます。さらなる寄港の促進を図るため、新たに市や民間から成る協議会を設置いたしまして、セミナーの開催など誘致活動、受入れ態勢の強化なども取り組んでいく形を目的としております。

○安齋委員

受入れ態勢について、詳しい情報や考え方などがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）管理課長

小樽港クルーズ推進事業としての取組の内容を答弁させていただきますが、市民や民間からなります小樽港クルーズ推進協議会を設立いたしまして、寄港時の出迎え、見送り、観光デスクの設置と受入れ態勢の強化を図ってまいりますと思っております。また、船社や旅行代理店への企業訪問を行うことも考えております。また、平成25年度では、寄港時の観光商品を作成いたしまして、東京で開催する小樽港クルーズセミナーで紹介し、小樽、さらに北後志の観光PRを考えているところでございます。

○安齋委員

今の答弁を聞くと、クルーズ客船が来たときに、乗船客をいかに小樽市内に回すというよりも、その前段としてのPRなど、前段に小樽の観光をどう知ってもらおうかという取組をするということによろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

このような小樽の日帰りツアーを計画いたしまして、クルーズ以前に、実際に来てもらってからの提案ではなくて、その前に商社、船社など、その旅行をつくる代理店にPRをかけていきたいと思っております。

○安齋委員

PRの観光の部分ですけれども、どういった観光でどういった人たちをターゲットにしているかというお考えはあるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

現在、どの方というよりも、今申し上げたとおり旅行代理店という形の中での取組を考えておりまして、今申し上げました東京でのセミナーなど、そういうところにオリジナルのプランを持ち込んで説明を行うという形でのPRを考えております。

○安齋委員

以前、私が質問させていただいたのは、クルーズ客船で入ってきたときの乗船客は、かなりお金持ちであろうと思いますので、この前までやっていたクーポン券がついたものを配布したところで、10パーセント引き、20パーセント引きのクーポンを誰が活用するかということだと思っております。そうではなくて、やはりここにこういう高いものが売っているとか、小樽のいい場所がある、ここでVISAカードなどのクレジットカードが使えるといったような、勧誘したときに客がしっかり情報を得て、買物してお金を落とせるような仕組みをつくってほしいという提案をさせていただいていたのです。それについては、企画政策室なり観光振興室、そして港湾室で連携して検討するという答弁を以前いただいていたと思うのですが、それについては検討されてきているのか、今後検討するのか、それとも検討すると言ったけれども、それについては全く何もしていなかったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）管理課長

今回の小樽港クルーズ推進事業費自体の考え方は、産業港湾部内で港湾室と観光振興室の中で考えたものでございます。そういう中で申し上げますと、連携をとりながら考えてきた企画となります。また、東京で行いますセミナー等につきましては、観光振興室の担当で行いますし、受入れ態勢の強化については港湾室が担当するという形でタッグを組んで対応を考えていきたいと思っております。また、それは本年度からやりたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室長

今、安齋委員がおっしゃいましたとおり、そういった内容を含めまして、今までの船社に附属している旅行会社では通り一遍の小樽ツアーしか考えてくれないと思っておりますので、地元の魅力をいろいろな面で表現するとともに、委員がおっしゃいましたように、こういうところに行けば高いものが買えるなど、それぞれの乗船客のニーズに合った特別なツアーを私どもから地元の旅行会社に依頼しまして、それをつくって船社と契約をしている旅行会社に売り込んでいきたいということで、通り一遍のツアーではない小樽の魅力をさらに発揮できるようなツアーを紹介できて、そして乗船客が回遊してお金を落とすしてくれればよいという形で考えております。

○安齋委員

観光都市と宣言している以上は、観光については観光振興室だけがやるというのではなくて、部署を超えて連携していくほうが、より力も倍増しますし、一丸となって連携できると思っておりますので、ぜひ取組をよろしく願いたいと思います。

先ほど例えばという話で高いものがあると言ってしまったけれども、よくよく考えてみると、小樽にはブラ

ンド品を売っているところがあまりないと思いましたので、高いというのは例えばの話にしてもらい、小樽でしか買えないいいものといった意味の話だということで御理解いただければと思います。

最後に、クルーズの出迎えとお見送りをされるという話をされていまして、そういったところはいいのですが、前に飛鳥Ⅱの乗船客に動向調査をしたことがあったと思うのですけれども、それ以降、全然されていないと思います。その後、今回、このクルーズで新しく大きい船が入るとか、いろいろ予算をつけている中で、その辺をもう一度きちんと調査した上でクルーズ関係の予算をつけているのかどうか疑問に思っているのですが、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

今、安齋委員からありましたアンケート調査は、飛鳥でやった件でございますけれども、過去には5回やっています。それぞれのアンケート調査なので、乗船客の消費額という調査をしております、それにつきましては、船によってばらつきがあります。1人当たりの平均としては、5回やった中で1万4,000円から4万7,000円という数字が出ています。ですから、船の種類やツアーの内容によって使う金額には結構ばらつきがあります。平成25年度につきましても、当然ハード整備もこれから行われていく部分もありますし、今お話がありますように、ソフトの部分をやっているのですけれども、これはやみくもにやっているわけではなくて、一定程度、検証しながらやっていかなければならないと思っておりますので、25年度につきましては寄港する客船のアンケートになるか聞き取りになるのかという方法はちょっとありますけれども、もう一度その辺の消費額なりの経済効果を抽出できるように調べていきたいと思っております。ただ、船社から言われているのは、どちらかという遊びに来ての方にアンケート用紙を配って書いてという客に負担かけるようなことは、船社側としてはあまりやりたくないというような話もありますので、やり方を工夫しながら一定程度中身を把握できるように取り組んできたいと思っております。

○安齋委員

船が入ると入港料や係船料などで、大きい船であれば大きい船ほど2,000万円とかそのぐらい入ってくるというふうに聞いていますけれども、やはりそれ以外にいかに市内の経済に回せるかというところが重要でして、小樽駅から真っすぐ見て船があって、そこからどう循環させるか。今後、北運河とかそういったところにも運営協議会が立ち上がって、これまで点と点だったところが線につながって、より滞在時間も長くなっていくのだろうと期待しておりますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思っております。

◎新・市民プールについて

最後に、新・市民プールについてですが、これはこの前の定例会で少しやらせてもらったので、先ほどの工業高校の生徒のコンペの関連で、たまたまプールとダンスホールとトレーニングルーム、あとはジムなどが連係した施設が欲しいという話があったり、フットサル場をつくってほしいという、本当に高校生らしい、財政も何も気にしないで、ただ率直に自分の思いだけを書いた設計図があったのですけれども、でも、それがたぶん若い人たちが一番欲しいもので、若い人たちが小樽に住んでくれるというのは、そういうものがあってこそだと私は実感しております。

そこで、この前はランニングコストの観点で質問しましたし、複合施設で検討していくのだろうというふうに私は考えてはいるのですけれども、高校生が考えたそういった複合施設について小樽公園の整備計画も今後つくられると聞いておりますし、総合体育館も古いということもありますので、そういった観点からもプールをどのようにつくっていくか、新年度でその高校生のアイデアなども盛り込んで検討していただきたいという要望をしまして、質問を終わりたいと思っております。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、安齋委員がおっしゃっていた工業高校の生徒による小樽に建てたい建物と題しての設計コンペがありました。これは私も見ておまして、体育施設やプール等の設計図面とございますか、それと考え方、コンセプトが書かれた

ものが展示されており、素人ながらユニークで、また参考になるすばらしいものがあったと思っております。今、委員の御提案にありましたプール整備の部分につきましては、市長部局と相談しながらその部分については話を考えていきたいと思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 11 分

再開 午後 4 時 44 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川畑、中島両委員より、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成25年度小樽市一般会計予算に対する修正案の提案趣旨説明を行います。

詳しくは本会議で述べますが、この冬は例年になく大雪で市民は除雪で大変な苦勞を強いられ、また生活を直撃する灯油の高騰が続き、肉体的にも財政的にも一段と厳しい冬になりました。景気の低迷が続く中、市税収入は伸び悩み、地方交付税の大幅削減が見込まれる中での予算編成とはいえ、第 6 次小樽市総合計画前期実施計画に予定されていた新・市民プール整備事業は突然、学校併設型にした上で、これさえも当面事業の着手を見送るという異例の方針転換であり、この間の市民要望と議会討論の経過から見ても、到底認められません。

我が党の修正案について説明します。

初めに、雇用対策と地域経済活性化対策です。

新卒未就職高校生 20 人を小樽市で 1 年間雇用します。また、かけこみ緊急貸付金として限度額 50 万円の無利子無担保で年度末一括返済の制度を設けます。また、平成 24 年度から始まった住宅リフォーム助成事業は、23 年度申込者数全員を対象に必要な事業費として 5,000 万円を見積り、市長提案の 2,120 万円に 3,000 万円を上乗せします。市民生活支援策としては、引き続き国保料の 1 世帯 1 万円の引下げを実施します。介護保険料は基準額を 5,000 円に引下げ、基準額以下の市民税非課税世帯の保険料を減額し、支援を図ります。ふれあいパスは市民負担分 110 円を 100 円にして、ワンコインで利用できるようにします。小学校入学前の子供たちの医療費自己負担分は 23 年度実績に基づいて 4,100 万円計上し、無料化を図ります。単独での新・市民プールの基本設計、実施設計分として計画どおり 2,800 万円を盛り込み、事業実施を推進していきます。

今回の修正案には、24 年度、市長がついに取り組まなかった福祉灯油を遅ればせながら予算化し、また社会福祉協議会と小樽市が取り組んできたふれあい見舞金制度が廃止になって 3 年目を迎えますが、市単独でふれあい見舞金として 1 世帯 5,000 円、福祉灯油とともに冬期特別支援事業として合計 7,800 万円計上しました。総務費の平和事業関係費は 7 万 2,000 円の予算額ですが、新規購入した原爆パネルの市民展示のために要員配置予算を組み、平和都市宣言をしている小樽市として、広島原爆記念式典への市内小・中学生参加費用も入れて 35 万 5,000 円を上乗せします。

これらの事業を実施するための財源として、有価証券を売却し、OBC の固定資産税滞納分回収額の上積み、石狩湾新港管理組合負担金は全額削減します。また、在来線が担保されないままの新幹線、既存国道改修優先の立場から、高速道路関連の負担金は認められません。小樽観光振興公社、海水浴場対策委員会、アール・アイの貸付金は、それぞれ小樽市の貸付に頼らず、自力対策の対象であり、土地開発公社は市が直接土地購入をすればよいこ

とで、公社そのもののあり方が検討されるべきです。

その結果、予算規模は、原案より 5 億1,308万7,000円の減額になります。

修正案は、市民サービスの一部回復、市内経済の元気回復を目指すものであり、他会派、各議員の皆さんの賛同を訴えて提案趣旨説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号に対する修正案は可決、原案反対、議案第 2 号ないし第15号、第17号、第27号及び第49号は、いずれも否決の討論を行います。

議案第 1 号に対する修正案については、さきの提案説明のとおりであります。議案第 1 号平成25年度一般会計予算について、予算編成に当たって、24年度に引き続き他会計からの借入れに依存しない立場で取り組んだとして、厳しい財政状況の中でも学校再編に伴う校舎の改築、学校給食共同調理場、旧国鉄手宮線の整備などの建設事業などに優先的に取り組む予算を計上しています。反面、長年の市民要求である新・市民プールの単独建設については、25年度の着手を見送ることとしていますが、総合計画に基づき優先的に着手すべきです。この際強く指摘しておきますが、プール建設を単独ではなく学校併設型にすり替えることは許されません。例年にない降雪量と厳冬の中で、灯油価格が急騰しているにもかかわらず福祉灯油を見送るなど、市民への福祉政策には冷たい市政です。また、石狩湾新港管理組合負担金の計上についても同意できません。

議案第 5 号国民健康保険事業特別会計予算は、24年度補正予算において9,159万円を事業運営基金に積み立てています。国保加入者で 1 世帯当たりの所得に占める保険料の割合は24年度で16.4パーセントを占めています。国保料滞納者も22年度、23年度と10パーセントを超え、国保料を払いきれず資格証明書の該当世帯も973世帯に達しています。25年度予算では国保料の引下げ軽減を図るべきです。

議案第 7 号住宅事業特別会計予算は、内部改修等修繕計画で入居者の居住性の向上に効果的な畳の表替え、階段室の塗装などの内部改修事業を計画的に実行するとしていましたが、平成22年度以降の計画の一部は引き延ばされています。また、オタモイ住宅 5 号棟の建設は中止するとしています。しかしながら、21年度以降の市営住宅入居希望者応募倍率の状況は、一般住宅で4.19倍から10.98倍と倍増し、特定目的住宅でも1.33倍から5.17倍と跳ね上がっています。要望に沿った市営住宅の建設が必要です。

議案第 8 号簡易水道事業特別会計予算では、平成25年度予算に計上されている使用料に地下水利用組合分の 1 億 2,500万円が含まれています。地下水利用組合は簡易水道水を使用する見込みは立っておらず、入る見込みのない収入を見込む予算の立て方自体認められないものです。一般会計繰入金を4,343万円減額しているが、このまま地下水利用組合が当別ダムの水を利用しない場合、一般会計繰入金がさらに増えることになり、その結果、また市民サービス削減につながりかねません。簡易水道に対する北海道の支援も得られない中、ますます市民の財政を圧迫する予算案に反対します。

議案第 9 号介護保険事業特別会計予算については、介護認定者の増加に伴い、居宅介護、地域密着型サービス費、介護予防サービス費が増加しています。介護給付費準備基金繰入れ後の保険料不足分に対して、基金からの繰入れが必要となり、借入金を使用することになれば、次期の保険料を大幅に引き上げることになり、介護保険制度の崩壊につながります。国が介護保険制度を抜本的に見直すよう、予算の増額を要求すべきです。

議案第11号後期高齢者医療事業特別会計予算は、後期高齢者医療での保険料は収入がない方も含め75歳以上の全員にかかり、高齢化に伴い際限なく上がります。民主党が制度の廃止の公約を投げ捨ててしまいましたけれども、我が党は、この制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを主張しています。

議案第49号小樽市学校給食共同調理場の条例の一部を改正する条例案については、我が党は学校給食の共同調理

場方式に反対であります。

ほかの議案については、手数料などに上乗せする消費税収入と物品購入や工事請負などで支払った消費税を転嫁し受益者負担としており、否決とします。

以上で、討論を終わらせていただきます。

○安齋委員

詳しくは本会議で討論させていただきますが、議案第 1 号と議案第 12 号、一般会計と病院事業会計の予算について否決の討論をさせていただきます。

先ほどの質疑でも主張させていただきましたが、中松カラーの出た新年度予算は、経済対策や防災対策など評価させていただく点が多々あります。また、企業立地についても早速成果が出てきているという報告もいただきましたし、教育においても、新・市民プール以外の部分の教育面においては道と連携して教育向上に向けて取り組んでいただいているので、大変応援していきたいと思っています。

ただ、従来から主張しているとおり、病院事業会計におきまして、新市立病院建設の予算があることと、また、それに伴って一般会計からの基準外繰入れがあるという 2 点がありまして、これに関連する一般会計と病院事業会計については否決とさせていただきます。今後大きな改善をし、病院事業会計も健全な会計になることを願っております。

また、病院事業会計では、会派の主張も研修費として増額を盛り込んでいただけることには感謝しております。

以上で、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 12 号について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 11 号、第 13 号ないし第 15 号、第 17 号、第 27 号及び第 49 号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも川畑副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたします。意を十分尽くしませんが、委員長としてのあいさつにかえさせていただきます。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。